

法曹教育・法職就任男女同権化の 比較法史（二）

—20世紀前半の独・日・米における法制度改革を中心に—

黒 田 忠 史

目 次

はじめに

第一章 ドイツにおける女性法律家認可の経緯

第一節 大学法学部への女性の入学許可

第二節 法律専門職への女性就任権の確立

第三節 ナチス時代の反動（以上、本誌第46巻第4号）

第二章 日本における女性法律家認可の経緯

第一節 女性の教育機会と参政権・公民権

第二節 法律専門職養成制度の確立過程

第三節 大正・昭和前期における弁護士法改正の経過

第四節 いわゆる「婦人弁護士」をめぐる諸言説

第五節 中間考察（以上本号）

第三章 アメリカおよび他の諸国での経緯

まとめにかえて

第二章 日本における女性法律家認可の経緯⁽¹⁾

第一節 女性の教育機会と参政権・公民権

（1） 明治後半・大正期法令による資格剥奪

前章で論じたように、ドイツの法曹養成は大学法学部教育と連結して

(1) 「はじめに」で述べたように、さまざまな理由から筆者がこのテーマに取り組むはめになった。一つは比較法曹養成史研究の過程で、二つは、「ジェンダーの視

おり、国家（司法）試験を受験するためには大学法学部に一定年数以上在籍することが条件とされてきた。そのため、女性が法曹資格試験を受験し法曹資格を取得するための長い道のりの第一のハードルは、アビトゥーア（大学登録資格）の取得であった。それに対し、19世紀末から20世紀前半にかけての日本では、男女別学・良妻賢母主義という教育思想に基づく女性の高等教育機会の制限が戦後改革期まで続いたことに加えて、法曹養成制度を定める法律や命令の中に「成年以上ノ男子」に限る規定が厳然と存在し続けていたのである。まず始めに、後者の点を確認しておこう。⁽²⁾

点」の問題からである。とりわけ本章は、これまで西洋法史研究に専念してきた筆者にとって無謀な試みになるかもしれない。また、文献や資料が汗牛充棟あり、しかも多くのすぐれた日本法史研究者たちが近代日本の司法制度の研究を日々精力的に進めておられるのを知りながら、あえて筆者が日本近代に踏み込むのは比較史への関心からでもある。さらには、本稿のテーマである「女性法曹」の問題について、これまで日本では余り取り組まれてこなかったという理由もある。本格的な研究書ではないが、意識的にジャーナリズムの手法を使って戦前の日本で初めて女性弁護士になった三淵（武藤）嘉子、中田（田中）正子、久米（藤原）愛の3人の生涯を綴った佐賀智恵美（弁護士）『華やぐ女性たち—女性法曹のあけぼの—』（早稲田経営出版、1991年）と、この3人を含め戦後活躍した女性法曹の活動を追った（ジャーナリスト）山本祐司・五十嵐佳子共著『女性弁護士物語—17人のしなやかな生き方—』（日本評論社、2002年。初出は「法学セミナー」1999年5月号より2000年3月号まで12回連載）がある。その他、個々の人物の伝記や回想録があるが、いずれも時代的、人物的に限られている。近代日本の司法制度の概説書、法曹（会）史、弁護士（会）史も多数出版されているが、本稿で引用したもの以外は、最新のものでも女性の法学教育・法曹就任に触れているものは余りないようである。

近代日本の司法制度史関係の基本的な文献については、比較的新しい著作である三阪佳弘「第I部 近代日本における司法制度改革論議と司法省」（萩屋昌志編著『日本の裁判所』晃洋書房、2004年所収）、橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』（法律文化社、2005年）、山中永之佑編『新・日本近代法論』（法律文化社、2002年）、吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』（日本評論社、1996年）、およびそれらに掲げられている文献一覧などを参照。

大日本帝国憲法（1889 [明22] 年2月11日公布、翌年11月29日施行）第58条「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ備フル者ヲ以テ之ニ任ス」の下、1890（明23）年11月1日施行の「裁判所構成法」（明治23年2月法律第6号）は、「判事及検事ニ任セラルルニ必要ナル準備及資格」を次のように定めていた。⁽³⁾

第57條 判事又ハ検事ニ任セラルルニハ第65條ニ掲ゲタル場合ヲ除キ二回ノ競争試験ヲ経タルコトヲ要ス

第58條 志願者前條ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格竝ニ此ノ試験ニ関ル細則ハ判事検事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

これに基づいて1891（明24）年5月15日に制定された「判事検事登用試験規則」（司法省令第3号）は、「受験資格」を、次のように規定していた。（下線は筆者。以下同じ）

第5条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子ニシテ左ノ各項ノ一ニ該ル者ニ限ル

一 官立学校及司法大臣ニ於イテ指定シタル公私立ノ学校ニ於テ三年以上法律学ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

(2) 簡潔ながら、女性法曹誕生の過程を比較的的確に記した論稿として、戦後すぐ再開された1945 [昭20] 年秋の高等試験司法科試験に合格した体験を持つ渡辺道子の「婦人法曹の誕生とその歩み」がある。長尾国助編『法曹百年史』（法曹公論社、1969年）186～168頁。同氏については、山本祐司「女性弁護士物語 第一回 八四歳の現役・渡辺道子さん」（「法学セミナー」No532, 1999年4月号）64-67頁。

(3) 以下法律条文の引用は『法令全書』による。同時代の書物や雑誌論文でもそうだが、旧漢字、当て字、句読点の省略などがあるので、引用の際には読みやすさを考慮して、現代漢字に変えたり句読点を補ったりした。文中の[]は、すべて筆者が補ったものである。年号は外国との比較のために、そしてなによりも分かりやすさのために、地の文では「西暦（元号）年」、丸括弧の中では「西暦 [元号] 年」とし、史料原文の引用では「元号 [西暦] 年」と表記した。

論 説

二 外国ノ大学校又ハ之ト同等ナル学校ニ於テ法律学ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

これに対し、従来の「代言人」の呼称を「弁護士」に変えて、新たに制定された1893（明26）年3月3日公布の「弁護士法」（法律第7号）は、「弁護士」の資格を次のように定めていた。

第2条 弁護士タラムト欲スルモノハ左ノ条件ヲ具スルコトヲ要ス

第一 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト

第二 弁護士試験規則ニ依リ試験ニ及第シタルコト

これに基づいて制定された「弁護士試験規則」（1893〔明26〕年5月12日制定、司法省令第9号）は、その第6条で、試験志願者が「試験ヲ受クヘキ裁判所ノ検事局ヲ經由シテ」試験委員長に差し出すべき願書に、「履歴書」と「復権又ハ債務ノ弁償ヲ終ヘタル証明書」を付すことを要求するのみで、学歴条件は要求していない。もっとも、上記「裁判所構成法」の立法過程では、「代言人ト公証人ハ裁判官檢察官タルノ能力ト同様ノモノヲ持テ居ラナケレバナラヌト云フ精神」から、代言人（直後に「弁護士」と改称）の資格を「官立学校及司法大臣ニ於イテ指定シタル公私立ノ学校ニ於テ三年以上法律学ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者」とする原案が出されていた⁽⁴⁾。しかし、このような学歴条件を設定することには、従来の代言人や弁護士志望者の間から強い抵抗があり、結局この条項は削除された。

以上のような明治20年代中頃以降の日本における「法曹資格」は、後述のように1923（大12）年3月1日に施行を見る「高等試験令」⁽⁵⁾でもつ

(4) 「帝国司法裁判所構成法第五回議事速記」（『日本近代立法資料叢書』第25巻 商事法務研究会、1986年）74-115頁。

(5) 「高等試験令」制定の背景については、東京弁護士会・法友全期会・政策研究（甲南法学'06）47-2-162（278）

て、法制度上は大きく転換することになる。いわゆる「帝大特権」の廃止、判事・検事採用試験と弁護士試験の一本化、高等試験受験機会の女性への開放などといった法制度上の改革が実現したのである。とはいえ「弁護士法」の改正は後述のように大幅に遅れ、1933（昭8）年になって改正法律が成立し、その施行はさらに1936（昭11）年まで待たなければならなかったのである。

ドイツおよび諸外国における、1890年代から1922／23年頃までの30年間とは、女性の教育機会の拡大、資格試験受験、法曹就任資格の獲得が徐々に達成されていった時期であった。それに対し、日本では1891（明24）年「判事検事登用試験規則」と1893（明26）年「弁護士法」によって、受験資格が明文でもって「成年以上ノ男子」に限定され、大学での法律学教育への機会も女性には閉ざされていた時期であった。その背景を探るために、次に明治期の女子教育制度の特徴を検討する。

（2） 明治前期における女性の教育機会

日本は、明治維新（1867年）以後、近代的な教育制度の建設に着手する。それまでも、学校制度に類似したものは存在し識字率は高かった。前近代日本のいわゆる「近世学校」⁽⁶⁾は室町時代にその発端を認めることが出来るが、江戸時代にこの種の学校が発達する。幕府や諸藩は、寛政のころから競って武士の子弟のために藩校を設立する。これらの藩校は幕末維新时期には、全国で約270校あったとされる。さらに藩内の主要な町などには郷学が設けられ、地方に居住する武士の子弟の教育が行なわれていた。幕府や藩の学校のほかに、学者が開設した家塾が各地に設け

会『法曹資格に関する試験制度の研究』1989年、15-29頁。秦郁彦『官僚の研究』（講談社1983年）97-106頁。

(6) 「近世学校」の概念については、さしあたり、文部省『学制百年史』（1972年）、総説。http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198101/index.htmlに全文掲載。

論 説

られ、優秀な青少年を教育していた。また、庶民のために「読み書き算盤」を教える寺子屋が、文化・文政期ころから農山漁村にまで普及し、幕末には数万になっていたと推定されている。このような近世学校とりわけ庶民の寺子屋などにおいては、女子も男子と机を並べていたことが、絵草紙などによっても確認できる⁽⁷⁾。

このような伝統の上に、1877（明10）年頃までは「四民平等」（一君万民）の理念もあずかって、明治新政府の教育方針は比較的開明的であった。1871年（明4）年に設置された文部省は、すでに同年12月に官立女学校設置に関する布達を出し、「人々其家業ヲ昌ンニシ是ヲ能ク保ツ所以ノ者ハ男女ヲ論セス」、「今般西洋の女教師ヲ雇ヒ共立ノ女学校相開キ華族より平民ニ至ル迄受業料ヲ出シ候ハ、入校差許候間志願ノ者ハ……当省へ可願出事」として⁽⁸⁾いた。

また、翌年に発布された「学制」の序文にあたる「学事奨励ニ関スル被仰出書」（明治5 壬申8月2日太政官布告第214号）には、「四民」の他に「婦女子」の文字が見える。すなわち、「日常常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技芸及ヒ法律政治天文医療等ニ至ル迄凡人ノ営ムトコロノ事学アラサルハナシ」、「学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキモノ」であるから、「今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ自今以後一般ノ人民華族卒農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」。「高上ノ学ニ至テハ其人ノ材能ニ任カスト雖トモ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事」であるとして、男女平等の小学校義務教育の制度を全国に敷くことにしたのである。そして、これまでは「学問ハ士人

(7) 寺子屋における女子教育についても、さしあたりは同上。

(8) 明治最初年の教育理念については、布川清司『近代日本 女性倫理思想の流れ』（青木書房、2000年）106頁以下。金森トシエ・藤井治枝共著『女の教育100年』（三省堂、1977年）18-30頁。

以上ノ事トシ農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニヲキ學問ノ何物タルヲ弁セス又士人以上ノ稀ニ學フ者モ動モスレハ国家ノ爲ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラス」にいたことを戒めている。

「学制」計画書（1872〔明5〕年8月）の文言は、さらに明確に「人間ノ道男女ノ差アル事ナシ」としていた。⁽⁹⁾このような明治初年の男女平等教育思想には、これに続く「人子學問ノ端緒ヲ開キ其以テ物理ヲ弁フルユエンノモノ母親教育ノ力多キニ居ル故ニ……」の文言からも見られるように、有能な男子育成のための賢母主義の面もあった。換言すれば、前近代日本の家父長制的家産制の下で、家督相続者である長男子を養育するために唱えられた、「孟母三遷」といった言葉に象徴される賢母思想との連続性を見ることもできる。とはいえ、「学制」に見られる国民皆教育思想には、福沢諭吉の『学問のすすめ』（明1872～76年）との共通性も見られるのである。福沢もその同人であった「明六社」に集う日本の啓蒙家たちは、『明六雑誌』誌上で、男女平等、女子教育、妾廃止、公娼廃止などを唱えていた。また民選議院設置運動の中では、女性にも参政権を与えるべきであるという要求も出されていた。このような「学制」に基づいて、男女平等の小学教育が推進され、1872（明5年）官立「東京女学校」、1874（明7）年東京女子師範学校（後の「お茶の水女子大学」）が設置された。さらに、官僚主義の女子教育論に対抗するキリスト教的女子教育論や、巖本善治の明治女学校なども明治初年から台頭しつつあった。⁽¹⁰⁾

とはいえ、「女に学問などはいらぬ」、「学問をさせれば生意気になる」といった世間一般の考えも根強く、さっそく1872（明5）年の『新

(9) 『法令全書』第五卷ノ一（内閣官報局編）。なお、文部省通達第22号（明治5年8月）に、「学制中誤謬ヲ訂正スルモノ左ノ如シ。御布告書三葉ノ裏第三行ノ細書華士族ノ下卒ノ字ヲ加フ」とあって、「華士族農工商及婦女子」は「華士族卒農工商及婦女子」と訂正されているので、引用に当たって「卒」の字を補った。

(10) この点の指摘は昆野和七編校『福澤諭吉「女子教育論」』（慶応出版社、1946年）8頁、編者（註）参照。

論 説

聞雑誌』第31号には、「昨秋より当府下官校私塾の盛なる幾ヶ所なるを知らず、又女学教授の者相継いで出で所々に塾を開きしより往々婦女子の袴を着し洋書を懐にし、街上を往来するを見たり」、同35号に「洋楽女生と見え大帯に男子の用ひる袴を着し足駄をはき腕まくりなどして洋書を提げ往来するあり」といった揶揄の記事が掲載されていた。また、初等教育における男女平等皆教育の方針にかかわらず、統計によれば10年後の1882（明15）年になっても、学齡児童の50.7%（300万4037人）にとどまり、そのうち女生徒は3%（9万2850余人）でしかなかった。女子の就学率は1887（明20）年になって、ようやく50%を越える⁽¹¹⁾。

しかも、1879（明12）年12月に発布された「教育令」（第59号布告）には、不平士族の反乱や自由民権思想の広がりにより脅威を感じるようになった政府・文部省の警戒を反映して、男女別学の原則（第42条「凡学校ニ於イテハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ズ、但小学校ニ於イテハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ」）と儒教的な忠孝・良妻賢母教育の徹底、および教育への国家統制の強化の傾向が色濃く出てくる。

このような文部省の教育政策を理論化し、末端への浸透をはかる役割を果たすのが、1883（明16）年9月に全国組織として結成された大日本教育会であった。この会は、自由民権思想に導かれ自主的に結成されつつあった民間の教育会を排斥しながら、1880（明13）年頃より文部省と連携しつつ組織されてきた東京教育会、各府県教育会、郡町村教育会などを結集し、その上に立つものとして設立された私的な全国組織である。1885（明18）年頃には、会員五千人を擁するにいたり、全国の小学校教員、師範学校教員などを幅広く組織している。その機関誌である『大日本教育会雑誌』の誌上には、男女共学の是非、女子教育の意義と目的、男女の性差、良妻賢母教育、女子の中等・高等教育論などが宣伝されていた。このような組織と媒体を通じて、意識的に外国の男女性差論が日本に紹

(11) 同、「解題」109-110頁。

介され、「女子専門教育・高等教育不要論」が理論的・思想的に基礎づけられていったといえる。⁽¹²⁾

（3） 明治後期における女性の教育機会

教育理念と実際との乖離は著しく、女子の小学校教育さえ男子に比して遅れるのであるから、女性のための中等・高等教育も緩慢な歩みをとどった。1879（明12）年の「教育令」による「男女別学の原則」は、日本の教育界における「ジェンダー意識」の核になっていたのである。

本格的な女子中等教育への政府の取り組みは、日清戦争勝利（1895〔明28〕年）後になって徐々に始まり、1899（明32）年2月には勅令でもって「高等女学校令」が発せられた。これによって、各府県に高等女学校の設立を義務づけ、小学校を修了した12歳以上の女子に4年間、「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことになった。その内容は、男子の「中学校」に相当するものとされてはいたが、家事、裁縫、手芸などを重視し、外国語・社会科学・自然科学系の教科の時間数が男子の半分以下しかなかった。必須科目「修身」は、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社会ニ於ケル女子ニ必要ナル品格ヲ備エシメンコトヲ期シ実践躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス」（1901〔明34〕年「高等女学校令施行規則」第2条）と定められていた。その意味するところは、家庭を守ることを女子の職務とし、それを果たしうる女性すなわち良妻賢母を国家的な見地から育てることであった。⁽¹³⁾

明治10／20年代（19世紀最後の20年間）は日本の女子教育の停滞期であったが、明治後半すなわち世紀転換期になると女子の中等教育は急上

(12) 布川清司前掲、105頁。

(13) 梅村佳代「高等女学校令成立の思想的基盤—女子教育論分析を中心として—」（総合女性史研究会編『日本女性史論集8、教育と思想』（吉川弘文館、1998年）162-170頁。

論 説

昇期を迎える。上記のように男子中学校と比べて質において異なっていたとはいえ、全国の高等女学校数は官公私立あわせて1894（明27）年14校から1900（明33）年には52校、翌1901年には一気に70校に増加した。女子生徒数も2026人（1894年）から8478人（1899年）に増加し、男子の実学系中等教育機関が増加した関係もあり、学校数では1913（大2）年に、生徒数では1925（大正14）年に男子中学校を上回るの⁽¹⁴⁾である（(図表1-a)参照。但しこのグラフは実学系も含めている）。

その原因については、女性教育史研究者によって様々な理由が挙げ⁽¹⁵⁾られているが、一つの理由として日本の経済社会構造の転換がある。日清戦争後、急速に興隆してきた近代産業、特に工業に従事する労働力への需要が高まり、実業を重視する学校制度が増加していた。徒弟学校、実業補習学校、簡易農学校などの制度化に続いて、実業系の専門学校制度が整えられていく。明治30年代に小学校令（1900〔明33〕年8月20日公布、同9月1日施行）、中学校令（1899〔明32〕年2月7日公布、同4月1日施行）、高等女学校令（1899〔明32〕年2月8日公布、同4月1日施行）、実業学校令（1899〔明32〕年2月7日公布、同4月1日施行）、私立学校令（1899〔明32〕年8月3日公布、同4日施行）、師範教育令（1897〔明30〕年10月1日公布、同4月1日施行）などが次々と整備され、1903（明36）年の専門学校令（同年3月27日公布、4月1日施行）

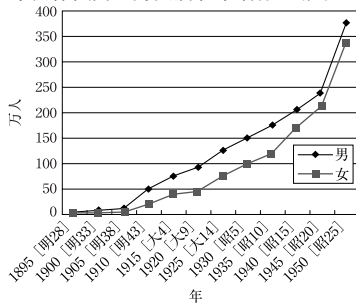
(14) 前掲『学制百年史』第一編第二章第三節、中等教育。布川清司前掲、118頁。

(15) 佐々木啓子『戦前期女子高等教育の量的拡大過程—政府・生徒・学校のダイナミクス—』（東京大学出版会、2002年）は、戦前日本の女子高等教育の急激な普及について2つの説明の仕方があると整理している。その1つは「職業準備仮説」とも呼べるもので、女子教員の養成から始まり、医師、薬剤師など資格に結びついた職業教育への需要が高まったからであると説明する。他の説は「文化資本説」とも呼べる説で、職業資格や就業を直接の目的とはせず、上層階層内部における通婚の1つの要件として、いわば「文化資本」の形成手段化し、その結果として女子高等教育の拡大がもたらされたとする説である。

法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史（二）

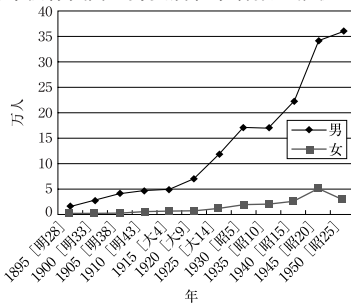
（図表 1-a）

中等教育機関の男女別在学者数の推移



（図表 1-b）

高等教育機関の男女別在学者数の推移



参照：文部科学省HP「日本の成長と教育」(昭和37年度)「第2章2(3)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/

をもって高等教育のための専門教育を施す諸学校が制度化された。これらと高等学校令（第2次法：1918年〔大7〕年12月6日公布、翌4月1日施行）、帝国大学令（1886〔明19〕年3月1日公布、1893〔明26〕年9月11日施行。改正法は（1919〔大8〕年2月7日公布、同4月1日施行）、大学令（1919〔大8〕年2月7日公布、同4月1日施行）とをもって、この時期に戦前日本の学校制度の全体系がほぼ確定した。⁽¹⁶⁾

1907（明40）年に義務教育年限が2年延長されて尋常小学校6年、高等小学校2年の制度となったが、この時代から第二次大戦後の学制改革に至るまでは大きな変更はなかった。これによって「近代学校」が整備され、各学校がすべて制度として位置づけられ、それぞれの機能を発揮できるようになったのであって画期的な改革の時代であったとみられる。

このころから始まる各種産業部門での女性労働力活用の著しい増加に⁽¹⁷⁾

(16) 前掲『学制百年史』第一編第二章第四節「高等教育」。

(17) 三瓶孝子『日本における婦人労働の歴史』（『講座 労働問題と労働法』6「婦人労働」、弘文堂、1956年、所収）。（図表2）、（図表3）、（図表4）は、同論文48、61頁の表を参考にして作成した。この文献には巻末に「附 婦人労働に関する主要文献目録」がある（303-307頁。さらに、村上信彦『大正期の職業婦人』（ドメス出版、1983年）、同『日本の婦人問題』（岩波新書、1978年）。

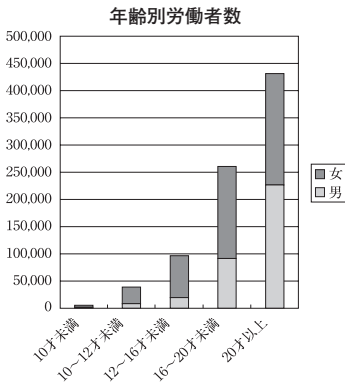
論 説

(図表 2) 年齢別労働者数

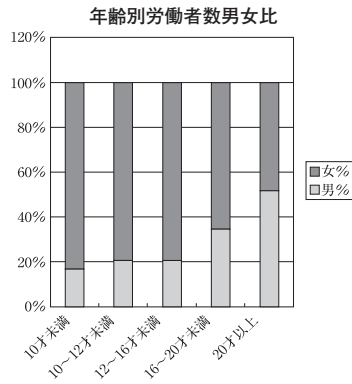
	男	女	男 %	女 %
10才未満	1,000	5,000	17	83
10～12才未満	8,000	32,000	20	80
12～16才未満	20,000	78,000	20	80
16～20才未満	91,000	171,000	35	65
20才以上	226,000	208,000	52	48

農商務省「工場通覧」明治44年

(図表 2-a)



(図表 2-b)



については、(図表 2) が示すとおりである。必ずしも戦中期を待つまでもなく、日本の資本主義的経済発展を支えた安上がりの女子労働力の活用は急速に進行していた。看護婦、タイピスト、事務職員など一定の教育を前提とした職業分野が開かれていく ((図表 3)、(図表 4) 参照)。もはや女性を家庭に閉じこめることが不可能になっていたにもかかわらず、それだけに男女の性差・役割分担論や良妻賢母主義の主張は、善意の立場を含めて様々な方面から一段と高まるのである。

中等教育の普及は、必然的に高等教育ひいては大学への進学願望を生み出す。その当時、保守的な新聞や雑誌が異常なほどの激しさでもって女学生堕落論を展開していたし、初等・中等教育の現場でも良妻賢母主 (甲南法学'06) 47-2-170 (286)

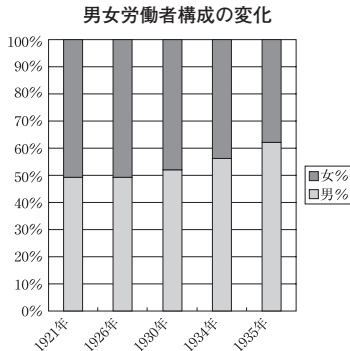
（図表 3）産業別女子就業者数

	1920年	1930年
農 林 業	6,289,000	6,306,000
漁、水産業	36,000	52,000
鉱 業	96,000	44,000
建 設 業	6,000	6,000
製 造 業	1,546,000	1,426,000
卸 小 売	819,000	1,209,000
金 融・保 険	12,000	18,000
運 輸、通 信、公 益	65,000	91,000
サ ー ビ ス	1,067,000	1,269,000
公 務	15,000	29,000

（図表 4）男女労働者構成の変化

	男	女	男 %	女 %
1921年	933,000	957,000	49	51
1926年	1,020,000	1,052,000	49	51
1930年	974,000	911,000	52	48
1934年	1,349,000	1,043,000	56	44
1935年	1,997,000	1,217,000	62	38

（図表 4-a）



義が強調されていた。とりわけ歴代の文部大臣が、女子高等教育反対論の急先鋒であった。⁽¹⁸⁾ これらの「言説」については本稿では割愛し、女性

(18) 布川清司前掲、118-122頁。

論 説

の法律専門職就任をめぐる言説について後に分析することにするが、女性の高等教育・専門教育への激しい反発にもかかわらず、ささやかではあるが女性の専門学校ないしは大学への進学機会は徐々に開かれていく。

まず、増加する女子の就学率に対応するために、女性教師を大量に養成する必要にせまられ、全国各地に女子師範学校が増設される。高等女学校生徒数の増加については前述したが、明治後期には小学校への女子進学率も、1902（明35）年には85.5%に高まっていたのである（男子は95.8%）⁽¹⁹⁾。教師養成に続くのが医師養成であるが、帝国大学医科大学や官立の高等中学校医学部が女子に門戸を開いていなかったために、女子専門学校の設立を待つことになる。最も早いのが、東京女医学校（1900〔明33〕年創立）を前身とし、1912（明45）年に設立された財団法人東京女子医学専門学校設立であった（現東京女子医科大学）。その他に、女性のための高等教育を目的にした津田英語塾（1900〔明33〕年創立、現津田塾大学）や共立女子職業学校（1886〔明19〕年3月創立）。1911〔明44〕年に中等学校教員の資格を与える高等師範科を設置。1925〔大14〕年の専門学校令により専門学部に昇格。1928〔昭3〕年共立女子専門学校。現共立女子大学）、さらには日本女子大学校（1901〔明34〕開校。校長成瀬仁蔵、第1回入学生510名。現日本女子大学）が設立される。このような女性のための高等教育・大学進学を開放する論説も、当時決して少なくはなかった。時代的限界が見られるとはいえ植木枝盛や福澤諭吉など、明治中期男女平等論の立場からの女性教育論も促進的要因であった。⁽²⁰⁾

(19) 梅村佳代前掲、185-6頁。

(20) 外崎光広編『植木枝盛家族制度論集』（高知市立市民図書館1957年）、前掲『福澤諭吉・女子教育論』。金子幸子『近代日本 女性論の系譜』（不二出版、1999年）とりわけ55-61頁。

（４）女性参政権・公民権運動

戦前の日本における女性参政権・公民権運動も、本稿の課題である法曹教育・法職就任男女同権化の歴史にとって無視できない問題である。ここでは、弁護士の資格を「成年以上ノ男子タルコト」としていた前述「1893〔明26〕年弁護士法」が40年後の1933（昭8）年に遂に改正されるが、その施行（1936〔昭11〕年4月1日）を目前にした1935（昭10）年に、「法律時報」7月号に掲載された市川房枝の論文「婦人参政権運動の歴史と展望」⁽²¹⁾の整理に従って、これを瞥見してみよう。ちなみにこの号には「『婦人と法律』座談会」が掲載されており、後に明らかになるように、女性の法律専門職就任権確立に最も尽力したと推測される穂積重遠（東京帝国大学教授）、我妻栄（同）、末広巖太郎（同、司会）、大森洪太（司法省民事局長）が並び、それに谷野節子（社会局工場監督官補）、大濱英子（婦人同志会）、山田わか（母性保護連盟委員長）が加わり、合計7名で「1. 婦人参政権運動の将来について、2. 労働法・社会法関係の諸問題、3. 婦人弁護士、4. 民法関係の諸問題」の順に議論している。

この1935（昭10）年7月に発表された論文で、市川は日本の婦人参政権運動を次のように総括している。

「日本婦人の政治的関心は、1887〔明20〕年前後に於ける自由民権運動の台頭、運動の勃興につれて喚起され、岸田、影山両女子の如き、婦選を叫ぶ婦人をさえ当時輩出せしめたのであった。

しかしこの機運は、1889〔明22〕年に発布された集會政社法によって、今まで許されていた集會政社に参加することを禁止されるにいたって、婦人は全く政治的社会的活動の圏内からロックアウトされてしまった。

爾後十余年、女子教育は漸次普及し、婦人の産業への進出は行われたが、政治的に全く沈黙を守り、日露戦争後男子の普通選挙の要求に伴って、初めて失われた集會政社の権利の要求があげられたのであった。

(21) 「法律時報」1935（昭10）年7月号13-15頁。

論 説

欧州大戦後は民主主義の高揚と共に再び其要求運動が団体的運動として開始され、1936〔大11〕年にいたって政治的集会への参加だけが許されたのであった。

この時以後運動は継続されて来たが、本格的な参政権運動は、1924〔大13〕年男子の普選成立と同時に確立され、1931〔昭6〕年遂に政府より結社権及婦人公民権案を提案するまでに発達した。

しかし同年秋の満州事変の突発を契機として台頭して来た反動思想及議會政治否認の思想ないしは運動のため後退を余儀なくせしめられ、今日に及んでいる。」(旧漢字・仮名遣いなどを現代文に一部変更。下線と年号表記、〔 〕は筆者)

さらに、「婦人運動団体を中心に記録的に列挙」すれば、具体的には次のような運動が行われていた。(以下、筆者による上記市川論文の要約・注記)

- ・最初の集会結社権要求の運動：1905（明38）年より1914（大3）年まで。「堺為子、福田英子、今井歌子、西川文子、遠藤清子ら社会主義婦人によって、治安警察法第5条第1項（婦人の政治結社加入の自由）、第2項（政談集会に参加し、その発起人となる自由）の改正を請願及法律案として運動」。第2項だけ衆議院通過。貴族院で否決ないし審議未了。
- ・新婦人協会による普選運動：1919（大8）年より1922（大11）年まで。平塚らいてふ、奥むめお、坂本真琴らにより、治安警察法改正、地方自治制度改正、衆議院議員選挙法改正、花柳病男子結婚禁止法制定を請願ないし提出。治安警察法第5条第2項（政談集会に参加し、その発起人となる自由）のみ貴衆両院通過成立。
- ・婦人参政同盟による普選運動：新婦人協会解散後、婦人連盟、革新クラブ婦人会員、眞新婦人会、婦人禁酒会等によって1923（大12）年組織、翌年個人組織となり活動中。民法改正、刑法改正、弁護士法改正を政府

議会に請願として提出。法律講座開設。

- ・普選獲得同盟による普選運動：1924（大13）年11月、キリスト教婦人参政権協会会員、東京連合婦人会政治部会員、婦人参政同盟有志等によって組織。婦人結社権、婦人公民権、婦人参政権のための請願、法律案提出。衆議院通過、[貴族院否決]。以後、講演会、研究会、婦人の公民教育を実施。
- ・無産婦人団体による普選運動：1925（大14）年、[男子の]普選案通過成立を機会に、無産政党が簇出し、党付属の婦人団体を組織。婦人団体としての議案提出は行わず、世論喚起と自党候補者に主力をそそぐようになる。1928（昭3）年第1回普通総選挙の際には、労働婦人連盟（社会民主党）、労働婦人同盟（社会民衆党）、関東婦人同盟（労働農民党）、全国婦人同盟（日本労農党）が存在していた。

このような運動を背景に、1930（昭5）年4月の特別議会に、政友会と民政党の共同提案で、婦人公民権法案が提出され、政府も賛成し、衆議院で可決された。しかし、貴族院で1931（昭6）2月、委員会を通過したものの本会議にて否決されてしまった。婦人結社権案も委員会で審議未了に終わった。そして、「昭和6年秋以後の反動期に這入るや、普選団体内婦人同志会先ず普選運動を中止して民法改正運動に転向した」（市川、前掲）。1935（昭10）年当時、活動を続けていた普選運動団体は、普選獲得同盟、日本キリスト教婦人参政権協会、婦人参政同盟、無産婦人同盟の4団体であった。1938（昭13）年11月、改正弁護士法の下で、初めて3名の女性（久米〈藤原〉愛、中田〈田中〉正子、三淵〈武藤〉嘉子）が高等試験司法科試験に合格した時に、3人の合格を祝した盛大な祝賀会が市川らの婦人団体によって開催されている。⁽²²⁾

(22) 佐賀千恵美前掲、9頁。

第二節 法律専門職養成制度の確立過程

(1) 明治前半期の法律専門職養成制度

前節(1)であらかじめ確認したように、明治後半・大正期において法曹資格を規定していた1891(明24)年「判事検事登用試験規則」と1993(明26)年「弁護士法」は、いずれも「成年以上ノ男子タルコト」を条件にしていた。これによって、日本近代の約40年間、本稿が対象とする狭義の「法曹」(裁判官・検察官・弁護士)への女性の就任資格は明文でもって閉ざされていた。その閉ざされた門が開かれる経緯をたどり、そこで出されていた様々な言説(ジェンダー意識)を分析することが本節の課題である。広義の法律家としての各種隣接法律職(代書人、公証人、弁理士など)の問題もあるが、外国の類似の職種も対象にすることになり、いっそう錯綜するので別稿に譲っている。

とはいえ、上記2法による試験制度が確立され、狭義の法律専門職が制度化されるまでの、明治初年の広義の法律専門職について、一項を取っておかなければならない。というのは、次のような記述が史料の中に見られるからである。

「聞ク近頃、婦人ニシテ代言ヲ為ス者有リト、豈ニ昌盛ト謂ハル可ン乎」
(服部誠一著『東京新繁盛記』(1876〔明9〕年4月27日発行)第六編「代言会社」35/45右)⁽²³⁾

これによれば、1876(明10)年頃の東京において繁盛している職業と

(23) 服部誠一著『東京新繁盛記』和装本。出版人：山城屋政吉、出版年：1876(明9)年4月27日第六編「代言会社」35/45右。国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>。原文は返り点付の漢文)。この史料について学会報告後、梅田康夫氏(金沢大学法学部)より教示を得、この箇所の引用(326頁)を含む氏の論文「明治前期における民事執行機関の形成について(一)」(金沢法学第45巻第2号、2003年3月)の献呈を受けた。ここに記して感謝したい。

して代言会社があり、代言人が相当高額の報酬を得て法律相談や訴訟活動を行っており、その中には女性の代言人もいるというのである。そこで、1993（明26）年3月3日公布の「弁護士法」（法律第7号）によって正式に「弁護士」の職名が確定する以前の「代言人」についても検討しておく必要が出てきた。

明治初年の「代言人」については、すでに弁護士の歴史を扱った多数の文献が、弁護士職の前史として詳述している。⁽²⁴⁾「代言人」や「代人」の呼称が定着するまでは、江戸時代に公事師や願仁坊などと呼ばれ、奉行所周辺の公事宿などで訴訟の相談や書類の代筆を行うなりわいがあったことが知られている。「代言人」の呼称は、1872（明5）年「司法職務定制」（太政官無号達）の中で、證書人、代書人と並べて代言人の呼称が用いられたことに始まる。その後、1876（明9）年2月22日に制定された「代言人規則」（司法省布達甲第1号）によって、所轄地方官が検査し、司法卿が代言人免許状を交付ことになった。わずか15条で簡単なものであるが、これが代言人の資格に関する初めての規定である。試験は行われず、地方官庁に申し出て認可を受ける程度のもので、認可を受けないで代言人業を行っている者も相当いたようである。それが先に引用した同時代の文献史料で述べられている代言会社であり、そこでは東京には著名なものとして北洲社、貴知法舎、尽辞舎、逾明舎が挙げられている。

さらに、1873（明6）年6月制定の「代人規則」（太政官布告第215号）は、この規則に従って当事者より委任状を受け取れば、職業の如何を問わず誰でも裁判所で訴訟行為をすることが出来るとしていたのである。免許代言人に比べて簡便であるため、数十倍もいる無免許の「代人」のほう⁽²⁵⁾が一般には好まれたようである。

(24) 『日本法曹人物事典』別巻（ゆまに書房、1996年）「解説」I（岩谷十郎）、III（村上一博）

(25) 東京弁護士会編『弁護士史』（1939年）。奥平昌洪『日本弁護士史』（1914／復

論 説

このような混沌とした状況を改善するために、まず「司法省附属代言人」という特別資格が、1877（明10）年公布の「司法省附属代言人規程」（同年12月24日司法省丙号達）によって設けられるが、1881（明14）年1月には廃止されてしまった。その理由は1880（明13）年の新「代言人規則」（同5月13日）によって、「代言人組合」が設けられ、代言人の組合入会を義務づけたことにより、特別資格の扱いが困難になったためである。この規則によって、代言人の試験制度も設けられた。試験は各地方庁において実施され、最初は問題を官報（各地方庁の公告事項を掲載する新聞）に1ヶ月前に公告して答案を出させるという方法であった。その後、試験規則はたびたび改正され、弁護士法が施行される前年の1892（明25）年には、全国の出願者を司法省で試験し、合否の判定を行うまでになっていた。翌年の弁護士法に基づく「弁護士」登録に際しては、それまでの代言人は無試験で全員が登録を認められた。この弁護士法には、前述のように「弁護士タラムト欲スル者ハ、……一、日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ日本男子タルコト、二、弁護士試験規則ニ依リ試験ニ及第シタルコト」との条件が定められた。「此当時は、女弁護士等の考へは更になかったから成年以上の男子と云うことで異義を言う者はなかった」⁽²⁶⁾（新井要太郎）。すなわち、法令には明文の禁止規定がなかったとはいえ、女性の代言人や代人は免許制度や試験制度を通じて、この頃までには完全に淘汰されていたのである。

1892年（明25）年1月の帝国議会上に提出された「弁護士法」案には、試験を受けようとするものは「司法省指定法律学校卒業者ニ限ル」という規定があったが、議会の内外で猛烈な反対が沸き上がり、この点は削

刻1971年、巖南堂書店）には、明治期の代言人・弁護士の一覧表が掲載されている。その中の「明治十年免許」代言人として「高知、植田秀子」の名があるが、男性である可能性が高い。

(26) 新井要太郎「日本弁護士史（代言人時代）」（前掲『弁護士史』所収）42頁。

除される。結局、日本の「弁護士」資格には、必ずしも大学や専門学校での法学教育を前提としないという伝統が確定したのである。この点は、男子にしか門戸を開いていなかった官立法科大学や私立の法律専門学校などの高等教育から排除されていた女性にとっても、学歴を問われずに弁護士試験を受験できるかのようなようであるが、「成年以上ノ日本男子」の規定と、見えざる「ジェンダー意識」（社会的男女役割分担論）が厳然たるハードルとなっていたのである。

次に、明治初年の裁判官（判事）の任用については、1884（明17）年までは何らの規定もなく、司法卿の自由な任用に委ねられていた。⁽²⁷⁾ 初期においては、地方行政官が兼任したり、横滑りしたりしていた。司法省は、専門的な法律知識（当初はフランス法中心）を備えた裁判官の養成のために、1871（明4）年に「明法寮」を司法省内に設置した（同9月27日太政官達）。1875（明8）年以降は、これに替えて設立された「司法省法学校」で、必要な司法官僚が養成されていた。司法省法学校正則科はフランス語での講義を中心に8年間学ばせ、多くは外国留学を経てエリート司法行政官僚となっていたのに対し、1877（明10）年に併設された速成科（変則科）では日本語で講義し、原則2年間で大量の実務法曹官吏（判事・検事）を文字通り「速成」していた（図表6）参照。正則科は、1884（明17）年12月に、文部省直轄の「東京法学校」（後に東京大学法学部→同法政学部→1886〔明19〕年東京帝国大学法科大学と改称）に移管されたが、速成科は1889（明20）年10月まで存続する。明治前期20年間の司法省法学校在籍者の中には、女性の名前は全くない。⁽²⁸⁾

明治政府が1884（明17）年に、司法官任用試験制度として初めて制定

(27) 『大阪弁護士史稿』（大阪弁護士会事務所、1937年）20-21頁。

(28) 手塚豊著作集第9巻『明治法学教育史の研究』（慶応通信、1988年）に在籍者の詳細な一覧表がある。最新の研究として鈴木正裕『近代日本民事訴訟法史・日本2』（有斐閣、2006年）が、とりわけ司法省法学校について詳しい。

論 説

した「判事登用規則」（同12月26日太政官第102号達）の第1条は、「判事ニ登用スルハ法学士代言人及ビ試験ヲ行ヒ及第シタル者ニ限ル可シ」となっており、「法学士」は東京大学法学部卒業生に授与される法律学士と司法省法学校正則科卒業生に授与される法律学士を含み、「代言人」は「司法省ノ試験ニ及第シ免許ヲ得テ代言人ト為リタル者」に限定されると解釈されていた。すなわち、当時隆盛していた私立の法律学校卒業生は、試験を受ければ裁判官になることができ、「成年男子」に限る文言はない。とはいえ、先行していた代言人試験の場合と同様に、「当然のこと」として女性は事実上排除されていたのであり、筆者の管見によれば、私立法律学校も女性を受け入れた形跡はない。

民間の法律学校は、明治7年ころから叢生してくる「代言学舎」が先蹤であり、北洲舎、法律学舎、講法学舎などが、前述の「代言会社」で働く代言人や代人を養成し始めていた。

これらは前述1880（明13）年「改正代言人規則」によって最終的に淘汰された。代って、代言人試験や判事登用などを視野に入れ、法律知識を教授する私立の本格的な法律学校が続々と誕生した。⁽²⁹⁾

1880（明13）年、「専修学校」（1913〔大2〕年に専修大学と改称）

同年、「東京法学舎」（1881〔明14〕年に東京法学校と改称。1889〔明22〕年に東京仏学校と合併して和仏法律学校。1903〔明36〕年に法政大学と改称）

1881（明14）年、「明治法律学校」（1903〔明36〕年に明治大学と改称）

1882（明15）年、東京専門学校（1903〔明36〕年に早稲田大学と改称）

1885（明18）年、英吉利法律学校（1889〔明32〕年に東京法学院と改称。1903〔明36〕年に東京法学院大学と改称。1905〔明38〕年に法政大学と改称）

(29) 私立学校についての最新の文献として、大西健夫・佐藤能丸『私立大学の源流』（学文社、2006年）19-21頁。

1886（明19）年、関西法律学校（1905〔明38〕年に関西大学と改称）

1889（明22）年、日本法律学校（1903〔明36〕年に日本大学と改称）

これらの1880年代に設立された私立法律学校は、自由民権の思想と運動の広がりとも連動していた。京都帝国大学法科大学部が1897（明30）年6月に創立されるまでは、帝国大学法科大学は東京にしかなく、そこでは上級行政官僚（司法省官僚も含む）の養成に主眼がおかれていた。司法実務に従事する法曹（裁判官・検察官・弁護士）の大量養成母体は、これらの私立法律学校であったとって過言ではない。この時期の私立法律学校に女性の聴講生ないし正式入学者がどれほどいたのかについては、今のところ不明である。近年それぞれの大学の歴史書が多数公刊されているが、その種の史料を、筆者は未だ見つけることができていない（戦前日本の法曹の人数については、(図表6)を参照）。

（2） 女性のための法学教育の開始

前述のように20世紀に入ると、中等教育の急激な拡張に応じて、女子の高等教育も徐々に進展していく。明治年間に創立された共立女子職業学校、津田英語塾、日本女子大学、同志社女学校に続いて、1921（大10）年から1930（昭5）年までの10年間だけで、専門学校令による女子専門学校が20余も設立された。従来男子だけに限っていた国公立・私立の大学でも、この時期には女子の聴講を認めるようになってきた。1913（大2）年に東北帝国大学が3名の女性の正式入学を認めていたが、日本大学2部（1921〔大10〕年）、同志社大学（1922〔大11〕年）、九州帝国大学法文学部（1925〔大14〕年）が正式入学を、東京帝国大学（1916〔大5〕年）、北海道帝国大学（1917〔大6〕年）、京都帝国大学医学部（1919〔大8〕年）、大阪医科大学（1920〔大9〕年）、早稲田大学（1921〔大10〕年）、明治大学（1925〔大14〕年）が、女性の聴講を認める方向に転

論 説

じていた。とはいえ、法学部での女性の法律学修は、ごくわずかであったようである。⁽³⁰⁾

そのような中で明治大学が、1929（昭4）年4月、専門学校令に基づく「明治大学専門部女子部（法科・商科）を開設する。女性にも法律学の教育機会を与えるべきであると力説したのは、明治大学でも教鞭をとっていた穂積重遠（東京帝国大学教授・民法学）であった。穂積は、すでに大正期の中頃（1918年前後）から女性の地位向上に関心を持ち、女子への法律教育にも自ら取り組んでいた。そのころ様々な職業分野に女性が進出するようになっていたが、1927（昭2）年には女性初の理学博士（保井この）、1930（昭5）年には医学博士（宮川庚子）が誕生し、女性で小学校校長に任命される者も増えてきていた。後に、女性弁護士第1号となる中田（田中）正子は、東京府立第二高等女学校卒業後、1928（昭3）年に入学した女子経済専門学校（本郷お茶の水）で、穂積の同僚我妻栄（東京帝国大学教授・民法学）の「親族相続法」講義や吉野作造の「政治学」講義に感銘を受け、法律学の道に進む決心をしたという。⁽³²⁾

すでに1918（大7）年に、官吏採用試験である「高等試験令（行政・外交・司法）」（同1月17日、勅令第7号）が公布され、1923（大12）年3月1日から施行されていた。この勅令の意義は、次の点にある。

- ①高等試験行政科、外交科、司法科の三種の本試験制度が確立された。
- ②試験は採用試験ではなく資格試験として位置づけられた。つまり、採用枠に縛られず、能力のある者を合格させることができるようになった。
- ③中学卒業者あるいはこれと同程度の学歴・学力保持者に広く受験機

(30) 『明治大学短期大学五十年史』（1979年） 1-2頁。

(31) 同、2-3頁。

(32) 佐賀千恵美掲掲、134-137頁。鳥取市歴史博物館平成18年度展覧会『日本初の女性弁護士 中田正子』（執筆・編集 奥村寧子、展覧会図録、同館2006年発行）。

会を保障することになった。

- ④それまでの「成年男子」の文言がなくなった。
- ⑤判事・検事資格試験と弁護士資格試験が、高等試験司法科試験として一本化され、これに合格することにより、法曹三職に就任する能力が証明され、後は任用ないし登録の制限さえ撤廃されれば、女性にもその可能性が開けたことを意味する。

この点に関連して、国立公文書館所蔵の公文書の中に、次のような興味深い記録がある。

「婦人弁護士制度制定ニ関スル請願ノ件 公文雑纂・大正十五年？ [1926年]

昭和元年・第十八卷・帝国議会三・請願二

大正15年8月4日 司法大臣江木翼 内閣総理大臣若槻礼次郎殿

本年7月17日付

衆乙第385号を以て御回付相成候婦人弁護士制度制定に関する請願の件調査候処右は現行弁護士法の改正を要する義に有之而して同法の改正に付ては当省に弁護士法改正調査委員会を設け目下同法全編に亘り審議中に有之候条本請願は同委員会の審査に付する様致度仍て閣議を請ふ⁽³³⁾」

すなわち、この文書が意味するところは、「判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子ニシテ……ニ限ル」としていた1891（明治24）年「判事検事登用試験規則」は、もはや1918（大7）年「高等試験令」によって廃止され、新しい高等司法科試験の受験資格としては「成年以上ノ男子」を問うことはなくなり、あとは1993（明26）年「弁護士

(33) マイクロフィルム リール番号：044300、開始コマ：1174 請求番号 本館-2 A-014-00・纂01750100 件名番号003。この文書の所在については浅古弘氏（早稲田大学法学部）から御教示をえた。記して感謝したい。

論 説

法」の改正によって、「弁護士」の資格を定めた「第2条 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト」を削除するだけでよいと考えられていたということである。そして、すでに司法省内に「弁護士法改正調査委員会」が設置され、全編にわたって審議中であるというのである。

なお、1930（昭5）年6月16日に、初めて女性が高等試験行政科を受験する。その時の法制局の、「高等試験について女性を拒む法律上に制限はない」という解釈に基づいていた。ただ、女性で行政科試験に合格した第1号は、1941（昭16）年に明治大学法学部を卒業して受験した渡辺美恵であり、4ヶ月後に労務監督官補（判任官）⁽³⁴⁾に就任した。

このような背景があつて、1929（昭4）年4月、弁護士で明治大学法学部教授の松本重敏は大学理事会に、次のような提案を行う。（下線は筆者）

提議「明治大学女子部創立趣旨」

「……今や時流の進展は男女間に於ける甚しき差別待遇は之れを許さざる状態に達している。女子が其の生存目的を達成するには、或は家庭の人となり、或は社会に活動する、殊に社会に立ちて活動するには、或は官、公場裡に入り、或は経済界に活躍せねばならぬ。而して家庭にあるも社会に立つも凡そ現代に於て人生の目的を達成するには、其れに必要な基礎知識、新に法律、経済及び商業等の学識を具有しなければならぬ。既に女子弁護士が許され今後政治参与の時も決して遠からざることは多くの言を要しない。今にして此の爲めに具へざれば恨みを千歳に残すものと言ふべきである。欧米諸国は既に教育の扉を開いて、男女の区別を設けざること久しい。然るに我が国に於いては、今猶ほ女子教育の爲めには、大いに欠く

(34) 秦郁彦『官僚の研究』（講談社、1983年）103-104頁。前掲鳥取歴史博物館図録、および日本女性法律家協会HP（<http://www.j-wbacom/history/syakai1.htm>）に女性の大学教育、専門職進出についての年表。

るところがあり、世の識者の深憂するところである。然り、若し夫れ此儘に放置せんか、男子の益々進歩発展するに反して、女子は愈々退歩萎縮の悲運に陥るの外なく、其前途や寒心に堪えざるものがある。本学は此不幸なる女子、国民の半数を占むる女子のために大学の門戸を開いて自由の光を入れたのである（理事会、商議委員会の同意⁽³⁵⁾）

この趣意書でもって松本は、女性の人生の目的は家庭内にだけあるのではなく、社会において活動することを目的にしてもよい、そのためには法律、経済、経営学の知識が必要である、と力説している。しかしながら、次項で検討するように、弁護士法改正はなかなか進まなかった。そのため最初は93人であった入学者が6年後には21人、10年後には16人にまで減ってしまった（図表5）。

そのため明治大学ではこの女子部の廃止も検討されたが、結局弁護士法が改正され、1938（昭13）年10月には、さっそくこの大学出身の上記3名が高等試験司法科試験に初めて合格するのである⁽³⁶⁾。戦前・戦中であっても、他に早稲田大学や日本大学などいくつかの大学法学部が女性の入学を許可しているが、筆者は現時点では、その入学・卒業数を正確に把握し切れていない。

(35) 『明治大学60年史』（編集発行人・長井善藏、明治大学、昭和15〔1940〕年）、110～113頁。

前掲『明治大学短期大学五十年史』（1979年）。なお明治大学短期大学は、2004年度から学生募集を停止し、廃校になる（<http://www.meiji.ac.jp/meitan/teishi.html>）。目下その歴史をたどった記念出版が進行中であるとのことであるが、残念ながら本稿締め切りには間に合わなかった。そのため、本稿では、この前身である明治大学専門部女子部（法科・商科）についての記述は極力抑制しておきたい。

(36) 同上。および佐賀千恵美前掲、13-29頁。

論 説

(図表5) 明治大学専門部女子部法律科入学者・卒業生数(戦前)

	入学者数	1933(昭和8)年「旧弁護士法」成立 1936(昭和11)年同、施行
1929(昭4)年	93	
1930(昭5)年	36	
1931(昭6)年	45	
1932(昭7)年	52	
1933(昭8)年	53	
1934(昭9)年	44	
1935(昭10)年	21	
1936(昭11)年	22	
1937(昭12)年	28	
1938(昭13)年	16	
1939(昭14)年	44	
1940(昭15)年	71	
1941(昭16)年	68	
1942(昭17)年	73	
1943(昭18)年	75	
1944(昭19)年	86	
1945(昭20)年	67	

	卒業生数
1932(昭7)年	54
1933(昭8)年	27
1934(昭9)年	22
1935(昭10)年	21
1936(昭11)年	23
1937(昭12)年	22
1938(昭13)年	11
1939(昭14)年	12
1940(昭15)年	17
1941(昭16)年	34
1942(昭17)年	39
1943(昭18)年	39
1944(昭19)年	42
1945(昭20)年	48

参照：『明治大学短期大学五十年史』1979年、329、330頁

第三節 大正・昭和前期における弁護士法改正の経過

ここでは、1930年夏頃に執筆されたと考えられる吉田三市郎（東京弁護士会弁護士法改正調査委員長）の論説「弁護士法改正問題とその経緯」（法律時報1930〔昭5〕年9月号）を基礎にし、関連文献によってそれに補足事項を加えつつ明治後期・大正・昭和前期における弁護士法改正の経過を辿ってみよう。吉田のこの論説は他に比して最も詳細であるが、明らかに東京弁護士会ないしは日本弁護士協会の立場から「経緯」を振り返っている。そのため、司法省の立場や、その当時分離した第一東京弁護士会ないしは帝国弁護士会の活動についてはほとんど言及していない。また、執筆時期の関係で改正弁護士法の成立、およびその後の経緯については書かれていない。以下は、そのことを考慮して修正を加えたものである。

法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史（二）

- ・ 1903（明36）年7月、日本弁護士協会臨時総会で、「1893〔明26〕年弁護士法」を改正し、弁護士会の法人化、監督権の司法大臣への移管を実現するために運動を進めることを決議。
- ・ 1912（明45）年3月5日、東京弁護士会は、第28回帝国議会に、衆議院議員であった会員岡田泰蔵ほか数名をして「弁護士法改正案」を提出させた。改正案は、弁護士会の法人としての自治確立、法廷における弁護の自由、懲戒権、職務拡大、非弁護士の活動に対する罰則規定など。3月19日委員会可決、翌20日衆議院を通過。貴族院にて審議に入らないまま廃案。
- ・ 1913（大2）年3月、再び東京弁護士会は、第30回帝国議会に、前項岡田泰蔵ほか数名により「弁護士法改正案」を提出。前項改正案のほか、新たに弁護士試験合格後、弁護士について1年6ヶ月の実務修習を義務づける制度を追加。3月22日委員会可決、同26日衆議院通過。貴族院にて審議未了、廃案。
- ・ 1913（大2）年5月23日、東京弁護士会 弁護士法改正調査委員会設置。
- ・ 1921（大10）年3月、東京弁護士会は、第44回帝国議会に、衆議院議員であった会員鶴澤聡明ほか数名をして「弁護士法改正案」を提出させた。改正案は、弁護士会の機関について会長・副会長を廃止し理事制を採用、弁護士懲戒については現行通り判事懲戒法に準じることにしたほかは、第30回帝国議会提出案とほぼ同じ。3月23日委員会可決、衆議院にて審議未了、廃案。
- ・ 1922（大11）年3月、再び東京弁護士会は、第45回帝国議会に、前項鶴澤聡明ほか数名により「弁護士法改正案」を提出。弁護士懲戒は弁護士懲戒委員会の決議によるものとし、試験合格者の実務修習規定を削除した以外は、前項改正案と同じ。3月17日委員会可決、同22日衆議院通過。貴族院にて審議未了、廃案。
- ・ 1922（大11）年5月29日、司法省は、弁護士法改正の準備として、全国

論 説

各弁護士会に対し、試験合格者実務修習制度、成功謝金禁止規定の是非などについて諮問。実務修習については意見こもごも、成功謝金禁止規定についてはほとんどすべての弁護士会が反対。同年10月24日、司法省に「弁護士法改正調査委員会」設置。

- ・1923（大12）5月8日、東京弁護士会から、385人の会員が分離し、第一東京弁護士会を組織。その後、日本弁護士協会に対抗して、帝国弁護士会を創立。司法省の弁護士法改正調査委員会の当初の委員20名中9名が弁護士であったが、大阪弁護士会員1名を除く8名のうち6名が第一東京弁護士会に移籍。
- ・1925（大14）年4月9日、東京弁護士会の弁護士法改正調査委員会は、総会の決議を経て「弁護士法案」を司法省に提出。従来の改正案に加え、全国の弁護士全員を会員とする弁護士会を組織し、完全な自治権を与え、これを通じて各弁護士会の監督も行うようにする改正案を提出した。
- ・1927（昭2）年10月5日、司法省の弁護士法改正調査委員会が、「弁護士法改正綱領」を決議し、委員会散会。同月18日、司法省（司法大臣原嘉道＝1911〔明44〕年より東京弁護士会長3期、後に第一東京弁護士会会長2期就任）は、これを全国の弁護士会に送付し、意見を求めた。11月1日、東京弁護士会は、原案賛成の答申。全国各弁護士会も大旨原案賛成を表明した。
- ・1929（昭4）年2月13日、日本弁護士協会総会。司法省が、原案に重要な変更を加えた改正法案を作成し、法制局に回付したのに抗議。司法省弁護士法改正委員会の成案を指示することを重ねて表明し、司法省議でもって行われた変更に関し強く反対する旨の決議。

この決議の趣旨で、全国の弁護士会は司法省、法制局、各国务大臣に対し反対運動。同月25日、日本弁護士協会主催の全国弁護士大会を東京で開催、同趣旨の決議。法制局および司法省は、帝国議会への弁護士法案提出を見送る。第一東京弁護士会と帝国弁護士会も変更された司法省

案に反対を表明したが、司法大臣原嘉道が両会設立の中心人物であったこともあり、全国的な反対運動とは一線を画していた。

- ・1929（昭4）年5月6日および1930（昭5）年6月7日に司法省で開かれた全国司法官弁護士会長会同の場で、全国弁護士会長は一致して、司法省の弁護士法改正委員会が決議した成案を速やかに帝国議会に提出すべき旨の提案。
- ・1930（昭5）年11月26日、司法省、改めて「弁護士法改正案」（司法省第二次案）、および「法律事務取扱ニ関スル法律案」を弁護士会に内示。単行法とした後者は、反対意見を考慮しつつも、経験のある非弁護士が司法大臣の認可を受けて、本法施行5年間は他人の法律事務の依頼を受け処理できるとするもの。以後、約4年間、弁護士法改正案をめぐる紛糾する。
- ・1933（昭8）年3月8日、司法大臣小山松吉、衆議院において「弁護士法改正案」と「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律案」の2法案について趣旨説明。4月1日、成立。

以上の経緯から明らかなように、「1893（明26）年の弁護士法」改正の必要性は、弁護士会によっても認識されていた。とはいえ、本稿の関心事である女性の弁護士就任を明文でもって排除している第2条の改正は、表だっては全く出されていない。

司法省は、1922（大11）年に弁護士法改正の準備として、全国各弁護士会に対し、試験合格者実務修習制度、成功謝金禁止規定の是非などについて諮問した上で、同年10月24日、司法省内に「弁護士法改正調査委員会」を設置する。この委員会は秘密会議とされ、その議事内容は公式には非公開とされていた。1932（昭7）年3月刊の西村悦蔵（当時、京都区裁判所判事）執筆の「弁護士法の改正に就いて」（司法省調査科「司法研究」報告書集第15輯三。「法律新聞」昭和7年5月から8月にかけて

論 説

「弁護士法の主要問題研究餘瀝」と題して連載⁽³⁷⁾には、つぎのような記述がある。(漢数字は算用数字に、一部の旧・難漢字は新漢字に変更。以下同様)

「本研究に付ては私は司法省に於ける弁護士法改正調査委員会の議事録を読むの便宜を得た。右委員会は我国における在朝在野の著名の法曹及大学教授を委員とせるものであって、大正11年〔1922年〕10月30日第1回開会以来昭和2年〔1927年〕10月5日最終の総会に至迄会合を重ねること前後70余回5年間に亘り弁護士法改正綱領を完成した。(3頁)……(中略)

第7章 その他の諸問題 一、婦人弁護士

現行弁護士法〔1993(明26)年「弁護士法」は弁護士たる資格を男子のみに制限したけれども改正法案は孰れも斯る制限を撤廃した。故に将来に於いては婦人弁護士の出現を見る譯である。婦人に対して職業に対する機会を均等に与へると云ふことは今日世界の一般的趨勢であり、婦人も亦独立して自活することを余儀なくせらるる時代に於ては洵に当然のことである。然れども之を實際上より見れば左程重要な問題ではない。蓋し弁護士なる職業は一般に婦人には不適當であって司法の将来を婦人に期待することは不可能であり、只婦人弁護士と云ふこと自体が一般世人の獵奇心を唆るに過ぎないであろう。仏蘭西に於ては1900年12月1日の法律を以て、英国に於いては1919年の法律を以て、女子に対しても弁護士たるの道を開いた。」(125頁)

ここで言及されている「弁護士法改正調査委員会の議事録」では実際に、どのような議論が記録されていたのだろうか。「弁護士法改正調査委員会議事要録⁽³⁸⁾」第1回(大正11〔1922〕年10月30日)から、「弁護士法改正

(37) 「法律時報」第2巻第9号(昭和5〔1930〕年9月号)40-53頁

(38) 弁護士法改正調査委員会の議事録については、長い間所在不明であった。国会図書館、法務図書館、各地の大学や弁護士会の図書館を探し歩いたが徒労に終

綱領」を決議し委員会を「散会」した第81回総会（昭和2〔1927〕年10月5日）までの議事要録を読み通す限り（ただし第39回、第40回、第57回、第70回の要録は未読）、いわゆる「婦人弁護士」解禁をめぐるの議論は、それほど時間をかけては行われていない。

まず、第16回（大正12〔1922〕年6月27日）の『要録』によれば、この日、次のようなやりとりがあったことが確認できる。この問題についての発言者は、作間耕逸（弁護士、憲政会所属代議士）、松本重敏（弁護士、明治大学教授）、穂積重遠（東京帝国大学教授）である。

委員長　本日ハ順序トシテ弁護士ノ資格ノ点ヲ審議スヘシ先ツ松本君ノ
提案ヨリ議セン

わっていた。法務省もしくは法務図書館の倉庫の隅に、「個人情報を含む未整理資料」として保管されているのではないかというアドバイスも頂いた。ところが、前稿（一）の抜刷を知人の日本法史研究者にも謹呈し、その挨拶文中で当該資料について照会したところ、居石正和氏（島根大学法文学部）と浅古弘氏（早稲田大学法学部）から前後して、「NACSIS-CAT、NII 学術情報」でキーワード「弁護士法改正調査委員会議事要録」が一件ヒットするとの御教示を得た。これは、「北海道大学付属図書館NC雑誌〈AN10124095〉レコード作成日付19900122 レコード更新日付19961107 辯護士法改正調査委員會議事要録=学情レコードID AN10124095、刊年1922。巻次・年月次1回（大11.10）-所蔵事項0001。北大 図（1923-1927）1-19、21-81」であり、早速閲覧させて頂くことができた。両氏と北大図書館の係の方に心から御礼を申し上げたい。なお、この資料の第一冊目に1カ所「岩田宙造法律事務所」の蔵書印が残っている。B4判便箋手書き謄写刷り、B4判便箋870枚、中折り1740頁。冒頭大正11〔1922〕年10月24日付の、委員20名（小山松吉、島田鐵吉、三宅徳業、鶴澤總明、林頼三郎、毛戸勝元、皆川治廣、立石謙輔、中川孝太郎、穂積重遠、金山季逸、三淵忠彦、松本重敏、清水行恕、高柳賢三、岩田宙造、堀江壽一郎、吉田三市郎、袴苗代、松谷興二郎）、幹事2名（皆川治廣、草野豹一郎）を連記した任命通知書、同年11月29日付の委員（作間耕逸、清瀬一郎）2名追加任命書、同11月15日付幹事1名（木村尚達）任命通知書、大正12〔1923〕年1月30日付の「弁護士法改正小委員」4名（三淵忠彦、清水行恕、松本重敏、岩田宙造）指名通知書が添付されている。なお、第39回、第40回、第57回、第70回の要録が欠号である。

論 説

- 作問委員 松本案ノ二ノ（1）ニハ日本臣民ニシテ年齢満二十五歳以上ノ者タルコトトセルカ之レハ女子ヲモ認ムル趣旨ナルヤ……
- 松本委員 年齢満二十五歳云々トシ性別ヲ明記セサルハ無論男子女子ノ區別ヲ問ハサル意味ナリ……
- 松本委員 穂積委員提案ノ女子ヲ包含セシムルヤ否ヤヲモ同時ニ議セラレタシ……
- 松本委員 性ノ問題ニ付テハ男子ノミカ法律生活ヲ為スヘキモノニ非ス結婚問題家庭問題等ニ他性ノ意見ヲ聴クコトハ立法ノ為メニモ必要ナル事ト思フ之レハ時代ノ要求ナリ
- 穂積委員 余モ此問題ヲ提出シタルカ理由モ大体松本説ノ通ナリ尚其外ニ婦人職業問題モアリ婦人カ果シテ弁護士ニ適スルヤ又婦人ノ弁護士カ多ク輩出スルコトモ差支ナキモノニヤ即チ試験サヘ通過セハ幾人ニテモ弁護士トナリ得ルコトトスルヤ余ハ現在ノトコロ弁護士ヲ男子ニ限ルトセスシテ女子ヲモ入レルト言フ程度ニシテ置キタシトノ意見ナリ尚之ニ関係シテ吉田案ノ如ク妻ハ如何トノ問題モ起ルヘキカ之レハ民法上ノ夫ノ許可同意ヲ要スルコトニシテハ如何ト思フ

次に、第18回（大正12 [1922] 年6月27日）の『要録』に、つぎのようなやりとりが記録されている。発言しているのは、松谷与二郎（弁護士）、袴苗代 [いのり しげひろ、弁護士] である。

松谷委員……又女子ハ家政上教育上大ナル職業ヲ有ス之ヲシテ攻撃防御ノ任ニ膺ラシムルハ不可ナリ……。

袴委員……妻ハ女子ナルカ故ニ不可ナリト云フモ之レハ時勢ノ進運ニ逆行スル論ナリ……

さらに、第29回（大正14 [1924] 年3月11日）の『要録』には、島田（甲南法学'06）47-2-192（308）

鉄吉（判事、大正12年より大審院判事。早稲田・明治・日本・法政大学担任教授でもあった）の発言が記録されている。

島田委員……一ニ付テハ現行法ニ於テハ「民法上ノ能力ヲ有スル成年以上云々」トアルモ民法上ノ能力ヲ有スル者ハ当然成年以上ナルカ故ニ成年以上ノ文字ハ之ヲ削除シタリ廿五才以上説モアリタルカ成立セス女子モ弁護士タルニ妨ケナシト認メ現行法ノ「男子タルコト」ヲ削除シタリ妻モ亦弁護士タルニ差支ナシトシテ但書ニ規定セリ……
尚妻カ弁護士タルニハ夫ノ許可ヲ要スルニ付之ヲ本條ニ規定スルカ又ハ登録ノ要件ト為スカニ付キ問題トナリタルモ結局登録ノ要件ト為タリ從テ单身ノ婦人弁護士カ婚姻シタル時ハ許可ヲ要セサル趣旨なり……

このような議論を経て、最後の委員会総会（第81回、昭和2 [1927]年10月5日）は、完成した改正法案の形式をなした「弁護士法改正綱領」を決議し散会した。その中で、件の第3条は、次のようになっていた。

第3条 弁護士タルニハ左ノ条件ヲ備フルコトヲ要ス

一 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル者ナルコト

但シ妻ナルモ妨ナシ

二 成規ノ試験ニ合格シタルコト

三 弁護士試補トシテ修習ヲ了ヘ考試ヲヘタルコト

前項第二号ノ試験ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

その後、司法省がこれに修正を加えて帝国議会に提案した法案が、各地の弁護士会からの、上述のような激しい反対運動的になる。反対の趣旨は、弁護士法改正調査委員会が決議した「弁護士法改正綱領」をそのまま法律として成立させよということであった。最大の論点は、当時「三百」と呼ばれた、弁護士の資格を持たないで法律相談や示談交渉を行う

論 説

「非弁護士」に対する規制が、司法省の修正案では骨抜きにされているということであった。女性に弁護士資格を与える改正については、ドイツでのような反対は表面には出てはいなかったようである。

第四節 いわゆる「婦人弁護士」をめぐる諸言説

当時の一般新聞・雑誌さらには婦人普通選挙権・公民権運動の宣伝物などを見る限り、いわゆる女性の法律専門職就任権をめぐる論説は極端に少ない。一般世論の関心は、そこまでは成熟してはいなかったといえるのかもしれない。それ以外の「婦人問題」のほうが、より焦眉の課題であったのであろう。本節では、弁護士会の会誌に現れた論説を中心にこの問題に関する言説を拾ってみたい。

(1) 「日本弁護士協会録事」誌上の女性法律専門職論

日本弁護士協会は1897(明30)年に、弁護士有志によって会員の親睦を目的として設立された任意加入の全国組織であった。機関誌「日本弁護士協会録事」の誌上には、次のような記事がある。(新聞・雑誌記事の原文には、しばしば句読点がなかったり、旧漢字・当て字が使われていたりするので、読みやすさを考えて最小限の修正を施した。また、本稿のテーマに関係する重要語句に下線を引いた。)

(a) [雑録]「⁽³⁹⁾英国婦人弁護士法案」明治45 [1912] 年7月(無署名記事)

「ウォルマー卿は今回婦人弁護士法案を下院に提出したり其内容左の如し
一、婦人は単に其異性の理由を以て下記の職に就くことを拒まれざるべし

(イ) バリストルとして法曹界に入ること

(ロ) 高等法院のソリシトルとして法曹界に入ること

(ハ) 議会の囑託委員として登録さるゝこと

(39) 「日本弁護士協会録事」明治45 [1912] 年7月号、第166号、92頁。

(二) 上記の目的を以て四法学院の一に入り男子と同一の資格を以て諸種の試験に応ずること

二、バリストルとなりソリシトルとなり議会の囑託委員となりたる婦人は同一の地位を有する男子と同一の権利特典に沿うことを得。従来
のバリストル、ソリシトル議会の囑託委員に関する法律及び議会の
命令等は女子にも之を適用す

三、此法律は此を蘇克蘭〔スコットランド〕及愛蘭〔アイルランド〕に
は適用せず」

これは、イギリス議会に提案された、女性の弁護士就任を認める法案の骨子を報じたものである。スコットランドとアイルランドを除いて、イングランドの二種の弁護士就任について、性による差別を撤廃しようとするものであったが、この時は廃案になっている。外国におけるこのような動きについては、弁護士界においてであるとはいえ、逐次日本にも伝えられていたことを示す記事である。

(b) [寄書]「⁽⁴⁰⁾外国の女弁護士」大正2〔1913〕年（ジャパン・ヘラルド記者 真鍋虚舟）

「○日本の女弁護士

日本の弁護士法にはドー間違ったのか女弁護士をば認めて居ない。然し今や世界の各国にはドシ〜と女弁護士の金看板が掲げられてきた。日本にも新しき女が飛び出したり、また東北大学に女子の入学を許したり、ボツ〜と独乙語に所謂 Die の冠詞を付す可き Weiblich の弁護士製造に一步を進めて来た趨勢が見へる。……

……今や世界に於いて女弁護士を認めて居る国は米国を第一とし仏国、伊太利である英国、独乙及び露国にも女弁護士法案提出の運動盛んなりと

(40) 「日本弁護士協会録事」大正2〔1913〕年、第166号、92頁以下。

論 説

の噂あれば早晩公許され、世界の文明国中女弁護士の無きは只日本計りとして取り残さるるかも知れない。……

○女弁護士、女判事、女検事の必要

日本の在朝在野の法曹大家若しくは法曹小家は常に女性は弁護士たるの不適任者であると即ち日本における女弁護士を否認して居る点は殆ど一致して居る。乍去吾輩の意見はソーでない。営業、職業は自由である。男子計りの独占的職業はない。女子計りの独占的の営業もない、吾輩は文部省に鞭撻を加へて東西両帝大法科大学に女子を入学せしめドシ〜と女子の法学士女子の法学博士を製造せしめ之れに弁護士たる事を許し並びに検事及司法官も亦女子を採用するのである。

○米国の女弁護士女裁判官女陪審官

奇抜的に出るのは米国だ曰く女弁護士曰く女裁判官曰く女陪審官曰く女ポリス曰く女子参政権運動等に頗る振るって居る。日本現今の所謂大政治家などの到底企て及ぶ所におらずだ。……米国では女弁護士になるには一般の試験を行ふ州立と私立大学卒業の資格を認むる州と又何たる資格も必要でない自然淘汰に任している州もある一番振るってハイカラ主義を採て居るのはインディアナである。該州では日本で言へば旧の代言人時代の制度とよく似て居つて内外人及男女の差別はない千客万来で誰にでも弁護士の金看板掲載の自由を許してある。

○女弁護士の活動振り

日本の遣外法官共が帰朝の談に由れば……米国などには近来非常に増加し又仏国及伊太利にも許されたが、本家たる米国女弁護士中一人も知名の士がないのみならず中には、如何はしい風説もなきにしもあらずだ要之、弁護士たる職務は男性的の職務であつて女性には適せないと云ふて居るのであるが、吾輩の意見に由れば彼れ遣外法官諸君が実地を調査せずして領事館員か又は留学生等よりの伝聞より来る説であらねばならない。……

而して男子よりも収入の多い弁護士は頗る多く見出されて居る米国に於

て尤も多い事件とも云はる、離婚事件子供裁判所其他一般の人事訴訟は殆んど女弁護士の縄張に属するの観あり男子弁護士は憤慨して居る位である
近來は一歩進んで女弁護士事務所雇われて居る男子弁護士を発見するに至ったと云ふて居る、又離婚裁判並びに刑事事件に於ける女裁判官並びに女陪審官の成績は頗る適任性を有し男子よりは遙に好成績を現出しつゝ、ありと云ふ、而して英、独、仏、露、伊の各国は何れも米国に慣ひ女裁判官女陪審官制度を採用する事近きにある可し。（完）

これは、「ジャパン・ヘラルド記者」真鍋虚舟（ペンネームか？）が、日本弁護士協会の雑誌「録事」に寄せた、諸外国の弁護士界における女性弁護士増加を報ずる記事である。この記事の中で、旧代言人時代においては「内外人及男女の差別」がなかったこと、東北〔帝国〕大学が女性の入学を許可したこと、アメリカで女性弁護士が盛況であること、など興味深い指摘がある。当時の日本の司法官や弁護士たちが、弁護士の職業が女性には向かないと一致して考えているのは、世界の趨勢に後れを取っていると批判している。この記事には、ドイツ語の単語や語句が頻出することから、この記事の筆者は、ドイツ語の文献に依拠していると思われる。ところが、2年後に同誌に掲載された同じ筆者による記事は、女性弁護士に対して懐疑的になっている。

(c) 「米国の女権と其判例」⁽⁴¹⁾ 大正4〔1915〕年7月（ジャパン・アドヴァタイザー記者 真鍋虚舟）

「鼻〔かか〕の権利義務」

近來米国の女権拡張は其極度に達した、女電車運転手あり、女電車車掌あり、女船長あり、女弁護士あり、遂に婦人参政権の運動となり、総ての点に於て男子と同等の権を得んと欲し彼女等は其作戦計画図に当り、大成

(41) 「日本弁護士協会録事」大正4〔1915〕年、第199号、36-39頁。

論 説

功を奏したのである。米国の女は世界女性の大成功者と唄はれるに至つたのである。所が女子と小人は養ひ難しと云ふ東洋的の金言に漏れず、近来彼女共の増長我儘も亦其極度に達した。……

「離婚裁判所は女権拡張所」

米国の各州には必ず離婚裁判所あり。多くの場合は原告は女で被告は其の亭主であるとは驚くの外はない。而して其裁判たるや、多くの場合即十中八九迄は女が勝訴であるとは更らに驚くの外はあるまい。……

「離婚の判決例」

這般米国ミシガン州のデトロイト市の離婚裁判所に口頭弁論が開始された。原告は雪子と云ふ年齢二十四五歳の頗る虚栄心に富んだ女であつた。彼女は女弁護士の春子を訴訟代理人として離婚裁判所へ亭主辺理氏を相手取つて離婚の訴訟を提起した。……

……而して其原因と云ふは、原告は被告と本年一月に公式に結婚せし、結婚の条件として被告は毎日曜日には原告の求めに応じ正装して公園を散歩するとの契約あり、然るに被告は本訴提起前の一ヶ月間其契約を履行せず由つて本件訴訟を提起せしものにして原告と被告とは離婚す、且つ被告は原告に対し契約不履行に基づく損害賠償金二千弗を支払ふ可しとの判決を求めたり。……裁判長は直ちに原告請求通りの裁判を言ひ渡したり。……（倫敦デーリ・メール所蔵）」

この記事では真鍋虚舟は、ジャパン・アドヴァタイザー記者としてイギリスの新聞記事に依拠しながら、アメリカにおける女性弁護士の活動ぶり、とりわけ離婚裁判所における訴訟代理人としての活躍について報じている。1915年といえ、上記（1）の記事に見えるように、イギリスにおいて法律専門職における男女同権が論争的になっていた時期である。批判的な論調で、先行するアメリカの女性弁護士、および離婚裁判所における女性の権利伸張を報告しているのである。

(d) 寺田四郎「女子弁護士制（欧米に於ける時事問題の一つ）」⁽⁴²⁾「録事」、大正9 [1920] 年5月号。

後に上智大学教授となり国際法学者として名をなした寺田は、「欧米の学問に憧れて、海外に在る將に七年、……再び郷国に帰る、状師〔弁護士〕の業に復せんとして居る」と前書に記し、最後尾に「(大正9 [1920] 年5月20日浅草橋居にて稿)」と注記したこの論稿を、同誌より「執筆を委嘱せられ、而かも時事問題を論評す可きことを厳命せられ」(前書)て執筆・発表している。その内容は、1913 [大2] 年に「万国婦人参政権同盟 (L'Alliance internationale pour le suffrage des Femmes)」の委員長が、各国の加盟団体に宛てて以下のような質問状を發し、その回答が機関雑誌「普通選挙権」(Jus suffragii) の1913年10月10日、11月10日および12月10日の誌上に掲載されていることを報じている。まずその質問項目とは、次の4点であった。

「一、女子は、所定の学修を為せば、公に弁護士、代言人、及び公証人の義務^(ママ)に就くを得るや、否や。

二、若し之を為し得るとせば幾人、實際、その職務を執りつつありや。

三、若し之を為し得ずとするも、女子は法律学校、其他相当なる学校に於て法律の研究を為し得るや、否や。

四、如何なる女子が、此の種の研究を為し、且つ之に必要な試験に及第せんと努めつゝありや。」

つまり、各国における女性の法学教育機会や法律専門職就任権が、国際的な関心事になっており、「実に、女子弁護士制は欧米に於ける重大問題の一である」。そこで、「茲に前述の解答、ルイフランクの『女子弁護士』(Louis Frank, La Femme avocat [出版年なし]) およびエドアルド、オルランディーニの『女子と弁護士業』(Edoardo ollandini La Donna e.

(42) 「日本弁護士協会録事」大正9 [1920] 年、第253号、51-73頁。

論 説

l'Avocatina. 1913 を参観し」[原文のママ]、女子弁護士に関する各国の法制を伺う資料として提供したいとしている。以下25カ国の第一問から第四問についての回答を列挙している。例として、比較的短い独逸 [ドイツ] と印度 [インド] についての項をここに引用する。

「一、独逸

第一問 ドイツには、千八百七十八年七月一日法律あり、弁護士たるの資格、要件を規定して居るが女子はこの資格、要件を具有して居ら無いので、弁護士たることを得ないのである。

第二問 随て独逸には、未だ、一人の女子弁護士、代言人及び公証人は無い。

第三問 女子は、独逸国内の如何なる大学に於ても、法律学を攻究することが出来る。

第四問 独逸に於て、前年、地方の婦人会から發議せられ、一般女子が、法律問題に就て、補助及び助言を得るが為に、法律教習所なるものが設置せらるることとなり、其の委員が選任せられた。其の教習所は、頗る通俗的で、一般から歓迎せられて居る。」(51-52頁)

.....

二四、印度

第一問 印度に於ては、女子亦弁護士たることを承認して居る。

第三問 女子は固より、法学を学修せることが出来る。

第四問 プーナの女子弁護士、ソラブシ女史 (Miss Sorrajji) は、前年同地の控訴院に於て、殺人罪の弁護を為し、名声全国に響動したのである。」(69頁)

このように、25カ国の現状 (1913年の時点でのデータが多い) を、国によって長短さまざまに報告している。ドイツについての第一問の回答 (甲南法学'06) 47-2-200 (316)

は、前章で検討したように、当時の通説ではあったが、正確ではない。第四問の回答にある「法律教習所」とは、法学部で学び法学博士号を取得しながら第一次国家試験さえ受験できない時点で、女性のための法律相談活動を行っていた事実を報告しているのであろう。

寺田は、「之を要するに、世界多数の国に於ては、女子は、弁護士、代言人、公証人たるに必要な法律学の学修を為すことを得ることになって居るけれども、未だ、その実務を執ることを許されていない。」とし、「(一) 女子の法律学学修を許して居る国」として25カ国、「(二) 女子の弁護士たることを認むる国」として14カ国の国名を列举する。当然、日本の名はどこにもない。最後に寺田は、「惟ふに市民は、凡て、法律の前に平等である可きである。独り、男子のみが、弁護士、代言人若くは公証人たり得ると云う理由は、断じて無い。嘗て、斯界の権威、葡萄牙 [ポルトガル] の法曹ホアアオ、エンリーリ、ウルリッヒ『葡萄牙弁護士制要義並に研究』(João Henrique Ulrich, Elementos para o estudo da advocacia portugueza Coimbra 1902. [原文のママ]) 中に、『凡ての市民は、官職、公職、政治、軍事に関して、只、其の知能と徳操の外、凡て何等の差異無く、皆、之に関与することを得るものである』と喝破したのは真理である。因習の久しき、独り男子のみ弁護士就職権を保有す可きものと為すが如きは、正に時代錯誤の観念である。」とし、婦人運動、婦人の地位向上、権利の拡張において長足の進歩をなしとげつつある我が国においても、早急に女性の法律学学修と弁護士就任権を承認すべきであると提言していた。(73頁)

(d) [時評]「英国の婦人陪審」⁽⁴³⁾ 大正10 [1921] 年4月(無署名記事)

「巻頭掲ぐる所の挿画は倫敦婦人陪審員陪審席に列せるの図にして、倫敦タイムズ新聞週刊画報より転載せるものなり。婦人は感情に強く且

(43) 「日本弁護士協会録事」大正10 [1921] 年、第262号、88頁。

論 説

一旦決したる意思を翻すに執拗にして陪審員として果たして適当なりや否やは頗る疑問に属し、英米に於ても婦人陪審の不可を論ずるものあり、吾人亦婦人陪審を以て必ずしも可なりとする者にあらずと雖も、今日我国に於て陪審制度が憲法違反なりと論ぜられ、其法案枢密院に於て理由なく埋没せられ、法案として帝国議会の義にさへも上程せられざる現状に比し、文化の程度、裁判審理の進歩、月鬢霄壤 [げつごうしょうじょう：月とスッポン、天と地] も畜 [ただ] ならざるを思ひしむ、週刊書報は我国の文化の幼稚を風刺し、我枢密院の頑迷にして度すべからざるを冷罵するものにあらざるなきか。」

この記事は、『録事』同号の巻頭に掲げられた、ロンドンの陪審法廷に陪審員として出廷するようになったイギリス（イングランド）の女性を写した写真（イギリスの新聞週間画報から転載）についての解説記事である。無署名であることは、この雑誌の編集者の筆になるものであろう。日本でも陪審制導入の声が高まっているなかで、日本の枢密院の頑迷さを批判する材料として、イングランドでは女性も陪審員として裁判に参加するようになっていたことを指摘している。すなわち、イギリスでは女性も陪審員になっているのに、日本では男性の陪審員さえ実現できていない、との趣旨である。ただ、「婦人は感情に強く且一旦決したる意思を翻すに執拗にして陪審員として果たして適当なりや否やは頗る疑問に属し、英米に於ても婦人陪審の不可を論ずるものあり、吾人亦婦人陪審を以て必ずしも可なりとする者にあらず」と、本音を吐露しているのは、それが当時における日本の弁護士たちの間でも一般的意見であったからであろう。

(f) 松尾菊太郎「改正弁護士法の実施に際して」⁽⁴⁴⁾（「日本弁護士協会録事法曹公論」昭和11 [1936] 年4月号）

日本弁護士協会の会誌「日本弁護士協会録事」は、会の分裂を契機に、
(甲南法学'06) 47-2-202 (318)

1926〔大正15／昭和元〕年より表紙題名を『法曹公論』と改名し、サブタイトルとして「日本弁護士協会録事」を表紙に印刷して発行を続ける。同年5月号（第三十巻第五号、第三一五号と表記）には、田坂貞雄〔東京出身、東京弁護士会所属〕の論稿「弁護士法改正の要諦」が掲載されている。「司法省の斯法改正委員会は其後毎月会議を累ね既に数十回に及んでいる。其内容は秘密—政府の秘密主義は前号にも論じた如く困ったものであるが—にして居るから知るよしもないが、未だ根本の大方針さへも決して居らぬと噂されて居る。……委員の顔ぶれは在野法曹が十一名で在朝者が十三名、その内には判事、大学教授、司法省官吏が按配されて居る」と、弁護士法改正の進行状況を報じ、弁護士自治の徹底、各控訴院単位の弁護士会への改編と全国弁護士会の設置、弁護士の収入安定のための報酬制度の改正こそが改正の刻下の急務であると主張している。女性の弁護士資格についての論究はない。その後も、この問題についての論稿や記事は見あたらない。改正弁護士法が施行された1936〔昭和11〕年4月号にこの松尾菊太郎の論稿が掲載され、そこに「婦人弁護士」の文字が登場する。

「改正弁護士法は、愈々〔いよいよ〕本月〔1936（昭和11）年4月〕一日から実施されたのである。……

第二は、弁護士たる資格である。弁護士たる資格について重要な改正を加へられたのは、弁護士試補の制度と婦人弁護士を認めた点である。……

次に女弁護士である。旧法では、弁護士は『成年以上の男子たること』を要件としたので、従来弁護士たるものは、男子のみに限られて居たのを、新法では婦人と雖も男子と同一条件の下に、弁護士たる事が出来ること、なった（第二条第一号）。永らく鎖されて鉄門の堅さを歎ぜしめて居た婦人達の為には一大福音であらう。本年度から婦人の受験者も出来て、二

(44) 「法曹公論」昭和11〔1936〕年4月、第262号、88頁。松尾菊太郎は、東京出身、東京弁護士会所属。『日本全国弁護士名簿』（大正15年）150頁。

論 説

年の後には、婦人弁護士が堂々と男子と肩を並べて法廷に立つことになるのであろう。……」(4-5頁)

(2) 帝国弁護士会誌「正義」誌上の女性法曹論

帝国弁護士会は、東京弁護士会と日本弁護士協会から脱退した「第一東京弁護士会」が中心となって、1925〔大14〕年5月24日に新たに設立された弁護士の全国組織である。この会は、機関誌として「正義」を発行する。以下は、この雑誌に掲載された、いわゆる「婦人弁護士」をめぐる言説である。

(a) 弁護士法改正案に対する帝国弁護士会調査委員長報告(「正義」昭和5〔1930〕年5月号、無署名)

「弁護士法改正案ニ対スル帝国弁護士会調査委員長報告

- 一. 第二條及第六十條を削除スルコト。(中略)
- 二. 第七條ヲ修正スルコト。(中略)
- 三. ~九. (略)

弁護士法改正案(法制局ニ於ケル修正確定案 昭和四年三月七日)(中略)

第參條 左ノ條件ヲ具フル者ハ弁護士タル資格ヲ有ス

一. 帝国臣民ニシテ成年者タルコト

二. 弁護士試補トシテ一年六月以上ノ実務修習ヲ了ヘ考試ヲ経タルコト
前項第二号ノ実務修習及考試ニ関スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム」(以下略)

これは、弁護士法改正に関する帝国弁護士会調査委員会の「報告」を掲載した記事である。日本弁護士協会が、政府・司法省に協調的であったのに対し、帝国弁護士会は、多岐に渡って政府案に激しく反対している。とはいえ、弁護士の資格を改正し、女性にも弁護士登録を認める法(甲南法学'06) 47-2-204 (320)

制局作成の「修正確定案」第3条については異論はないようである。ところが、4年後の1933（昭8）年6月号の「正義」誌上で、改正弁護士法について特集し、以下のような一連の改正弁護士法批判の「論説」を掲載している。その中では、論者によって、「女子弁護士」、「婦人弁護士」、「女性弁護士」という3種類の呼称が用いられ、この問題についての意見が率直に表明されている。

(b) まず、⁽⁴⁵⁾ [論説] 塩谷恒太郎「改正弁護士法の要点」（「正義」昭和8 [1933] 年6月号）は、ごく簡単に「時勢の進運と欧米の事例に依ったものである」とだけ述べている。

「現行弁護士法と約三年の後に施行せられんとする改正弁護士法（昭和八年法律第五十三号）とを比較するときは重要な相違あることを認むることを得べし。……

（一）女子弁護士制度の創始。

現行法に於ては女子に弁護士たるの資格を与へざるも新法は之を与へたり。

（新法第二条第一項の一号）

一、右規定は女子の知識的職業の範囲を拡張したるものにして時勢の進運と欧米の事例に依りたるものなるべし。而て将来に於て果たして如何なる結果を齎すべきや一の試案たるを疑はず。」

(45) 塩谷恒太郎は、群馬県出身、東京弁護士会を脱退して結成された第一東京弁護士会所属弁護士。帝国弁護士会誌「正義」号外『日本弁護士名簿（大正15年7月1日現在）』（1926年）37頁。1889（明21）年、帝国大学法科大学英法科を卒業し法学士、大学院を経て司法官試補をへて裁判官に任官。東京地方裁判所判事時代、尾猿澤銅山の係争事件で当時の農商大臣陸奥伯に仮処分の命令を出し、司法大臣山田伯が之を不当としてその命令書を返付。それに憤慨して判事を辞職し、1892（明25）年6月弁護士登録。東京法曹会『日本弁護士総覧』（合本 大正4 [1915] 年）（『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房、1996年、所収）参照。

(c) [論説]「改正弁護士法」伊藤重次⁽⁴⁶⁾（「正義」同号）

「一 改正弁護士法は昭和八年四月廿八日法律第五十三号として公布せられ、昭和十一年四月一日より三十有余年の現行法に代わりて施行せられるものなり。……

女子も又弁護士たることを認めたる本條改正は素より現代においては当然のことなるも既に先年来女弁護士を認めたる英、仏等の実情に徴すれば社会事情の変遷に順応して規定の形式を整えたりと云う外、近き将来において重大なる影響を生ずるものにあらず。（後略）

塩谷恒太郎は、訳注書『英国弁護士制度』（酒井書店、昭和3 [1928]年）で知られた弁護士であり、イギリスにおける女性の権利獲得については知悉していた。伊藤とともに、ここではこのように「女子弁護士」について、わずか数行を充て、冷やかな評価を述べるに留めている。消極的賛成論ともいえる。しかし、これと並んで掲載された以下の有馬忠三郎と鈴木常吉の論説では、数頁をこの改正点に充て、女性弁護士解禁について強い疑念を表明している。以下、紙数の関係で大幅に要約して引用する。

(d) [論説]「改正弁護士法に対する所感」有馬忠三郎⁽⁴⁷⁾（「正義」同号）

〔前略〕 三、女性弁護士

改正法第二條が弁護士たる資格を定むるに帝国臣民にして成年者たるこ

(46) 「正義」昭和8 [1933]年6月号、23-25頁。伊藤重次は、兵庫県出身、第一東京弁護士会所属弁護士。同『日本弁護士名簿』（1921年）3頁。

(47) 「正義」昭和8 [1933]年6月号、14-22頁。有馬忠三郎は、香川県出身、第一東京弁護士会所属弁護士。同『日本弁護士名簿』32頁。第三高等学校卒業後、1904（明37）に京都大学法科大学独法科を卒業し法学士、直ちに弁護士登録。戦後再建された日本弁護士連合会・日本法律家協会の初代会長。前掲『日本弁護士総覧』参照。さらに、日本で初めての女性弁護士3名の一人久米（藤原）愛は、

とと、弁護士試補として一年六月以上の実務修習を了へ孝試を経たることの二条件を以てし、性の制限を為さざる結果女性も亦弁護士たることを得べきものと為したるは之れ亦改正法上異彩の一なりとす。然れども女性弁護士を認ることが我国に於て果たして必要とせらるゝや否や、吾人は弁護士の職務は其性質上本来女性に適せざるものなること、並に我国の社会制度は女性弁護士の出現を要求するものにあらずとの見地より此制度を以て無用有害なりと為すものなり。元来弁護士の職務を行ふに際し弁護士たる者の性格として最も重要な点は、常に心意の冷静なることに在り、……。

……故に理性の限界を逸脱し、感情を制御する意力足らず心意の冷静を喪ふに於ては、争ひを醜悪ならしめ論争を騒鬧に墮せしむ。従つて女性が感情に脆く、理性と意力とに於て男性に及ばざることの一般に認めらるゝ、処なる以上、既に弁護士たるの素質に欠くるものありと言はざるべからず。其他女性の心的通有性たる狭量、軽佻、因循 [いんじゅう：ぐずぐずしていること] 等の性格は共に弁護士としての活動に適せざるなり。……

……或は又女性の身分事件女性犯罪の弁護等、特殊の法律事務に在りては女性弁護士を適当とする場合あるべしと為すものあるが如しと雖も、之亦何等根柢あるものとも思はれず、蓋し女性の心理を了解することに於て女性が男性に優越するものにあらざること、女性のみが能く女性の秘密を知ることを得との甚しき妄信にして、人の秘密は其信頼を受くる程度に従ひ之を知り得るものなることを知らば、斯る特殊の法律事務に付ても、女性弁護士が果たして男性弁護士に伍して能く其職務を完ふし得るやは遂に悲観せざるを得ず。……

改正法が女性弁護士を認めたるは女性教育の発達に伴ふ女性の向上に顧み、所謂女性解放^(ママ)てう世界的風潮に副はんとする社会政策に出たるものな

有馬の弁護士事務所に受け入れられた。佐賀千恵美前掲、202、206、214頁。香川大学付属図書館所蔵「有馬文庫」に旧蔵書1,793冊が保管されているが、残念ながら本稿のテーマに関係する文献は、見つけることができなかった。

るべしと雖も、我国社会生活は制度の根本に於ても又其形態に於ても、欧米のそれとは大に趣を異にするものあり。……従つて国家又は社会の實際上の要求に促されたるにあらずして女性弁護士制度を輸入するが如きは早計にして、延ひて一般弁護士の品位を傷け、之を大にしては、女性の職業進出は無制限なりとの忘念を誘発し、以て我国社会生活の特徴たる家族制度を中心とする悖風美俗の源泉に、一七の悪臭を投げ社会思想を毒するの結果を招来するものと言はざるべからず。……

(e) 「⁽⁴⁸⁾婦人弁護士の創造を難ず」鈴木常吉（「正義」同号）

「(一) 婦人弁護士業は婦人の天職ではない。

……凡ての人類は、大自然の法則に依つて各々天職を持つ。而して、人類の理想的の分業は此の天職である、而して、婦人の天職は人類生命の持続の職にある。

……又種を培養する為には子女を保育することが天職である。而して此等の天職の付随的の事業として月経、妊娠など生理的の職分を負はされて居るから家庭外の事業には適当ではない、故に、婦人は家庭的分業が天職となつて居る。又動物は一般に男性は強く、女性は弱く、大自然は造つて居る。故に、人間も女性は体格、体質、気質等が男性よりも弱く、強力的外部の業に適せずして家庭的内部の業に適して居る。然るに、弁護士業は、国民の権利を擁護し、義務を履踐せしめ、或は是れが、実行に当たる。故に、弁護士業は凡て外部の事業にして昼夜を分たず従業せねばならぬ場合もある。依て、体力に於ても、精神力に於ても、剛健、活潑を必要とするが故に大自然は婦人の分業として弁護士業を付与せるものではない。又婦人の天職たる、月経、妊娠、種の保存、子女の保育等は外部の弁護士業の活動を防ぐる数々なるを以て大自然は婦人弁護士業を婦人に天職として許した

(48) 「正義」昭和8 [1933]年6月号、41-49頁。鈴木常吉は、福島県出身。第一東京弁護士会所属弁護士。同『日本弁護士名簿』41頁。

ものではない。要するに、婦人弁護士業は婦人の天職ではないと云ふ結論に到達する。

（二）政治上、社会上婦人弁護士業を創造するの要いづこに在るや。

……婦人には、大自然は良妻賢母たるを以て天職と教ゆ、故に、是れに反したる婦人弁護士業は良妻賢母たる職分とは相矛盾す、従つて、我が婦人弁護士業を認めた政治は理想の政治ではない、而して、婦人弁護士業を創造する政治上の理由はいづこにも見出すことは出来ぬ。

……何れの職業も結婚年令後の職業として適當なるものではない、殊に、婦人弁護士業の如きは、現在の法規に於ては受験資格、合格、開業の時期に達する迄には相当の年月を要し既に結婚期を越さねばならぬ故に、婦人の結婚期前の職業には適せず、寧ろ、終身的、独身生活の婦人に適するものである。而して、婦人の独身生活は自然に反し婦人の天職を放棄するものであるから婦人弁護士業は認むることが出来ぬ。

（三）訴訟上婦人弁護士業を創造する要ありや

……或は婦人弁護士は離婚訴訟や、婦人の刑事被告事件や、其他婦人に関する訴訟に於て女性当事者の心理を解する点に於て便ならずやと謂はんか、

……是れを以て男性訴訟関与者より女性心理を洞察する力は優秀なりと断ずることも出来ぬ。要するに、我々弁護士が多年訴訟事務を取扱ひ体験に聞くに此点が婦人弁護士が適當ならんとの点を見出すに苦しむのである。

以上を総括するに、我が非常時日本の非常時議会在此の婦人弁護士業を創定したが、非常時の理由は毫も見出されぬ、畢竟するに、欧米各国の婦人弁護士制を眺めて無理解、無主義、無目的に、漫然と欧米文物を又しも鵜呑みにし、又しも、欧米文物を模倣して創造したるに過ぎぬのであつて、婦人の尊き天職を破壊し、我が国家組織の基礎たる家族制度を危ふせんとする法律である。依て、余は、世の為政者に欧米文物鵜呑みの害毒の数々なるを自覚せしめ、婦人弁護士創造の誤れることの猛省を催す所以である。」

(f) [時評]「女は家庭に入つて天職を守れ」(「正義」昭和8 [1933] 年7月号、無署名記事)⁽⁴⁹⁾

「我国は古来より女は家庭にあつて、良妻賢母として夫を援くるを以て其の美風となす。然るに、今や徒らに欧米の風潮に眩惑せられ、女性の自由、解放を高唱し男子の生活戦線に進出し、其職業迄をも脅かさんとするに至る。斯くして女性本来の天職たる種の保存保育の大事を忘れんとす。近く実施せらるゝ改正弁護士法に於ても、愈女性は法曹界の領域にも出現せんとする矢先何たる皮肉ぞや、新聞紙の伝ふる所に依れば、本年六月一日ベルリン発電に『ヒットラー』の妙案独身税の財源に「愛の巢」保護と云ふ見出しの下に『独逸は結婚奨励費を貸与して現在職業に就いている独身の女を、家庭生活に入らしめ、その仕事を男に廻さうといふ案であつて、其の内容は独身の男女に対し、独身税を課し之を財源として、新たに結婚したる夫婦の家財購入費として、一千マーク宛の低利資金を貸与しようといふのである。」

改正弁護士法がすでに帝国議会で成立した直後の1933(昭8)年6/7月に、女性弁護士に関するこのような批判的な意見が、突如表に出てくる。そして以後再び、この問題についての論説はもとより雑報記事すら掲載されなくなる。唯一、3年後の1936(昭11)年のこの帝国弁護士会の会誌「正義」に、次のような講演原稿が掲載される。冒頭の解題には、「大森民事局長が日本放送協会の委嘱に依り、曩 [さき] に放送せられたるものの案文にして特に会員平松市蔵氏に交付せられたるものなり。弁護士向上の参考資料として同局長の承諾を得て茲に掲載し会員の参考に資す。」とある。

(49) 「正義」昭和8 [1933] 年7月号、66-67頁。

(g) 「婦人弁護士の話」⁽⁵⁰⁾ 司法省民事局長 大森洪太（「正義」昭和11 [1936] 年7月号）

「—日本放送協会「放送」原稿—

……昭和八年に公布に相成りました弁護士法改正法律、即ち、所謂新弁

(50) 「正義」昭和11 [1936] 年7月号、119-128頁。

戦前のいわゆる「エリート司法官僚」の中で、大森洪太は異色の人物であったようだ。略歴と著書は次のようなものである。大森東太「大森洪太」、前掲『法曹百年史』973-4頁。

大森洪太 三重県出身 司法官（明20.6.10-昭21.5.24）（1887-1946）
豪農大森要太郎の長男として三重県の山間に生まれる。上野中学、一高を経て明45.7東京帝国大学法科大学法律学科（独法）卒 45.8司法官試補・東京地方裁判所詰 大3.4東京地方裁判所予備判事 3.7東京地方裁判所判事 7.7東京地方裁判所部長 9.5検事兼司法省参事官・民事局兼務・東京地方裁判所検事 11.9～15.4陪審法研究のため欧州出張 14.6〔在欧中？〕東京控訴院判事 15.3〔在欧中？〕東京控訴院検事・民事局兼刑事局勤務 昭3.3大審院判事 8.3司法省民事局長 14.9名古屋控訴院長 16.1大審院部長 16.9司法次官 19.9東京控訴院長 21.2退職

専門書としては『會社法』（新法學全集：第15巻／商法2、日本評論社、1939年）、『會社法』（新法學全集：第19巻／商法3、日本評論社、1942年）がある他、随筆集（西洋の裁判逸話や旅行記など）として『正義の殿堂より』（清水書店、1926年）、『不思議な犯罪の話』（清水書店、1926年）、『裁判夜話』（日本評論社、1930年）、『裁判異譚』（日本評論社、1931年）、『裁判綺聞』（日本評論社、1933年）、『随筆・波立つ雲』（日本評論社、1936年）、『國土禮讃』（モダン日本社、1941年）、『民族禮讃』（モダン日本社、1941年）、『明けゆく空』（主婦之友社、1942年）、『女性新訓』（日本叢書39、生活社、1946年）などがある。筆者未見の『ほ、えむ心』などもあるようだが、これらの単行本には、このラジオ講演は収録されていない。しかし、陪審制と「女性と法律」のテーマは所々で言及されており、1922 [大11] 年9月から1926 [大15] 年4月にかけての3年6ヶ月に渡る欧州出張の際に、このような問題意識を持つに至ったことが明らかである。第一章でみたように、丁度その頃が、ドイツとイギリスで女性にも法曹就任資格が認められた時期であった。

上記の随筆集の中で唯一戦後に発表された『女性新訓』には、次のような文章がある。「私は大正十一年から、数歳に互つて、用務を帯びて、倫敦に滞在して居たが、時偶々、我が国に於て、陪審法施行の準備期間中であつたから、陪審制度

論 説

護士法が、本年の四月一日から、実施せられたのでありますが、この新弁護士法は、婦人弁護士を認めたのでありまして、従つて、本年の四月一日から、我国に於きまして、婦人も亦、弁護士となることが出来るやうになつたのであります。旧弁護士法には、弁護士の資格として、「男子タルコト」と云ふ一つの条件を掲げて居たのでありますが、新弁護士法では、それを削除したのであります。

婦人弁護士に付きましては、英米佛等を始め相当多くの国に於て既に之を是認して居るのでありまして、我国に於きましても、大分前から積極的の議論も行はれて居たのでありますが、漸くその機運が熟しまして、本年になりましてそれが実現するに至りましたことは、寧ろ遅かった……。

……私共司法部の一員として、正義の殿堂に奉仕する者から申しますれば、この我々の重大な役目に付きまして、弁護士として参与し補佐して下さる方々は、これまでは男子に限られて居たのでありますが、これからは婦人も加はつて下さることになつたのであります。簡単に申しますれば、これまでは他人であつた婦人が、これからは味方になつて下さるのであります。この意味に於きまして、私共は新弁護士法を衷心から歓呼して迎へる次第であります。

……婦人弁護士を既に認めて居りまする国に於て、婦人弁護士の特徴、

の最大先進国たる英国の政客、法曹に、陪審員に女性を加へることの可否を訊してみた。我が陪審法では、婦人陪審員を認めて居ないのだが、私はそれに一抹の不满を蔵して居たのである。然るに、英国有識者の答えは、殆んど、揆を一にして、自分の国では、御承知のやうに、陪審制度には、極めて古い歴史を持って居るけれども、婦人陪審員を採用するやうになつたは、むしろ、近年のことである。これは、婦人参政権に伴ふ問題だから、貴国でも、婦人参政権の是非をまづ考へて、それが可とせられた上で、婦人陪審員のことを解決するがい、だらう。と云ふのであつた。今、我が国に於て、婦人参政権の問題が実現に近づいて来たのだから、婦人陪審員のこと付ても、やがては、研究せられることになるであらう。私は往時を追想して、快い思ひ出に楽しみを感じるのである。」(30頁。句読点等は原文のママ)

即ち、婦人弁護士の、最もその力備を發揮するに足る事務として挙げて居りまする点は、家庭の紛議即ち人事の問題や、又、女の被告事件に於て、女の心理状態を法廷に訴へるのには、婦人でなければ、十分に言顯はし得ないことがある、即ち、婦人に依つてのみ完全に代表し得られると云ふ場合があると云ふことであります。……

……英米佛等の諸国には、稍遅れましたけれども、これらの諸国でも、婦人弁護士を認めましてから、左程長い歳月を経て居る次第ではございませぬ。多少立遅れの感はありますけれども、これらの国々以上に婦人弁護士の実績を挙げ度いものであります。本年の四月から新弁護士法が実施せられました関係上、本年の司法科試験から始めて婦人の受験志願を受付けた次第であります。本年の司法科試験の出願は、一昨年までゞありますが、其の数は、只今調査して居るのでありまして、終局の計算はまだ判明致しませぬが、昨二十六日の勘定で三千四百四十九人で、そのうち婦人は十九人あります。この司法科試験の出願者は、昨年は約三千九百人ありまして、そのうち合格者は三百九人、この合格者のうちから司法官試補も出来、弁護士になる人もあるのであります。一昨年は、約三千八百人の出願で、合格者は三百三十一人でありました。従つて、これに合格しますことは必ずしも容易なことではないのであります。之に合格した上で、一定期間弁護士会に就いて、実務の修習をしまして、その上で夫々弁護士として独立出来る訳であります。これ等の試験や、修習を経ましても、婦人として、全然新しい職務に就いて、よくその成績を挙げると云ふことは、之亦相当の困難を伴ふこと、存ずるのであります。婦人弁護士志望の方々が、これらの辛苦に耐へて立派にこの方面に成功せられますことは、全婦人の為に又司法の為に切望に耐へざるところであります。……

大森洪太は、文字通りのエリート司法官であったが、多数の随筆集を出版する他、多彩な趣味をもち、その当時としては異色のリベラルな

論 説

思想の持ち主であったようだ。上述司法省「弁護士法改正調査委員会」には加わっていないが、明治大学法学部などでも講義し、穂積重遠や松本重敏とも親交があったと思われる。

戦前の「法律新聞」には、筆者の管見によれば女性弁護士についてのまとまった論稿はみあたらない。ただ、この新聞の一面に毎号グラビアのように国内外の裁判所や法廷場面、法曹の肖像写真が掲載されるようになるが、その中にしばしば、興味本位のような形でイギリスとアメリカの女性弁護士が取り上げられている。

第五節 中間考察

日本における「法曹養成・法職就任男女同権化」の経緯を論じた本章を閉じるに当たって、幾つかの点を書き留め、小括としたい。

まず第一に、近代日本において、明文でもって法律専門職から女性を排除してきた1891（明24）年の「判事検事登用試験規則」と1893（明治26）年の「弁護士試験規則」は、1923（大12）年の「高等試験令」と1933（昭8）年の「弁護士法」（施行は1936〔昭11〕年）によって廃止され、これによって法制上の男女同権化は実現した。その後、女性の高等試験司法科試験の受験、および合格者の弁護士就任が開始されたのであった。とはいえ、判事・検事への任官は、司法省内の「不文律」によって、敗戦後の改革期までは実現を見ていない。そのような「不文律」の存在を示すわずか2つの伝聞証拠が、今のところある。

1. 上記「法律時報」（1935〔昭10〕年7月号）誌上の座談会『婦人と法律』の中に、次のようなやりとりがある。⁽⁵¹⁾

「穂積〔重遠、東京帝大教授〕 婦人は司法試験を受けて弁護士になることは出来ますが、判事にはなれませんね。

大森〔洪太、司法省民事局長〕 なれません。

(51) 「法律時報」第7巻第7号、1935（昭10）年7月号、16-29頁。

末広〔巖太郎、東大教授〕 たとへば、家事審判所が出来たら相当に
婦人を採用されることになるでせうね。

大森 それは定まって居りませんが大いに研究してみる積です。」
(27頁)

女性の参政権、社会・労働問題、民法改正など、女性の権利拡張・地位向上について論じている座談会の場で、大森は判事就任について問われて、「なれません」と断言している。穂積がこのような質問をあえてしたということは、司法省の外部には不確かなままであったからではないかと思われる。もし自明であれば、あえて質問はしなかったのではないだろうか。また、それ以外の職種への女性の進出についても好意的な発言をしている大森が、このように断定しているのは司法省内の「不文律」が頭にあったからであろう。

2. 1949（昭24）年に、女性として初めて裁判官に就任した石渡満子に続いて、同年8月に裁判官に就任し、後に女性として初めての裁判長になる三淵（旧姓・武藤）嘉子は、1938（昭13）年の高等試験司法科試験の口述試験の試験場で、裁判官募集の書類を読んで「生涯忘れられないショックに見舞われる」。その書類には、「裁判官になれるのは、日本帝国の男子に限る」との一文があった。「私はそれまで日本の男女差別についても、あるがままに認識していたというか、特に憤るということもなかったのですが、なぜ日本帝国男子に限るのか。同じ試験を受けて、どうして女子は駄目なのかという悔しさが猛然とこみ上げてきたことが、忘れられません」⁽⁵²⁾（横浜判事補会誌「浜千鳥」第二号）

第二に、女性の法曹就任の突破口となる「昭和8年弁護士法」改正前後の言説を検討した結果、この問題についての議論は、賛否両論ともに

(52) 五十嵐佳子「女性弁護士物語」第三回「女性裁判官の誕生」（法学セミナー、No534, 1999/6）56頁から引用。

出されていたものの、全体としては低調であったと言わざるをえない。すでにファシズムと戦争への時流が誰の目にも明らかとなっていた昭和初期はもちろん、大正デモクラシー期のいわゆる「婦選」運動も、婦人参政権、公民権、政治結社の自由を主たる獲得目標に設定していた。女性の弁護士さらには司法官（判事、検事）への進出は、欧米各国で具体的な運動になっていることはある程度知られていたと思われるが、下からの運動にはなっていない。弁護士界もそうであったようだ。この点、『東京弁護士会百年史』（1980〔昭55〕年刊）が、「第四章 戦時体制と弁護士会 二、旧弁護士法（昭和八年法）の制定と弁護士会」のなかで次のように率直に述べている。

「（1）昭和八年法の特徴

……第三は、女性に弁護士資格を認めたことである。「日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト」—これは旧旧弁護士法の定めである。昭和八年法では「帝国臣民ニシテ成年者タルコト」と改められた。男女差別が甚だしかった戦前においては、特筆すべきことである。もっとも、これについては、女性の気質や資質等をめぐり弁護士自身に賛否両論があったようであり、弁護士法改正運動においても、女性に対する資格付与を推進した形跡はなく、明治三八年の日本弁護士協会案も、同四五年以降の東京弁護士会の改正法律案も、いずれも弁護士の資格として『男子タルコト』に限っていた。昭和二年の司法省弁護士法改正調査委員会の『改正綱領』において初めて女性に対する資格付与が公にされ、昭和八年法の改正につながったのである。」（434頁）

数ある都道府県弁護士会史、日本弁護士史、法曹史の類がこの改正点を1、2行で片づけるか黙殺しているのに対して、ここに引用した『東京弁護士会百年史』の記述は、本稿で明らかにしたこととも照応している。

前章で論じたドイツでの議論においても同様の傾向が見られたが、その理由については次章のアメリカでの展開を考察した上で、慎重に考えてみたい。

第三に、それでは戦前の日本において、まがりなりにも女性の弁護士が誕生した動因は何であったのか。すでに明らかになったように、直接の動因としては、司法省内の弁護士法改正調査委員会において穂積重遠と松本重敏が議論をリードしたことであり、これに対して他の委員たちがあえて異を唱えなかったことにある。そしてこの委員会が最後に決議した「弁護士法改正綱領」第3条1項「日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル者ナルコト、但シ妻ナルモ妨ゲナシ」については、その後の司法省の修正案でもその趣旨は維持され、弁護士会の反対運動の中でも問題とはされなかった。その理由としては、さしあたり次の2点が考えられる。一つは、とりわけ政府・司法省の国際的対面意識があったのではないか。つまり、日本が西欧列強と肩を並べる近代国家であることを国際的に示すためには、社会における男女差別を少なくとも法制面では払拭しておきたいという意識である。諸外国の趨勢を意識しての言説に、それを見ることが出来るであろう。二つ目は、「不文律」による制限が可能であると考えていたのではないか。女性が裁判官になることは、司法省によって公然と否定されていた。弁護士たちの間でも、女性が大学法学部で学ぶ機会は現実には限られており、ましてや難関の高等試験司法科

(53) 1938（昭13）年に初めて3名の女性（前掲）が高等試験司法科試験に合格し、1年半の弁護士試補を経て正式に弁護士登録を果たしてから約10年を経た1948（昭23）年1月の時点でも、女性弁護士の数には11名であった。最初の女性判事補（石渡満子、三淵嘉子）および最初の検事（門上チエ子）の誕生は、1949（昭24）年である。渡辺道子前掲、187頁。当然のことながら、男女平等の帝国議会衆議院議員選挙のための選挙法の改正（1945〔昭20〕年12月）や大学の男女共学決定（同年同月閣議決定）などのような法律の改正や何らかの「決定」は必要ではなかったようである。

論 説

試験を受験し、実際に法曹をめざす女性はごく少ないと見られていたのではないか。⁽⁵³⁾

第四に、学校教育、大学教育の場における「男女別学主義」、「良妻賢母主義」というジェンダー意識再生産システムが厳然と維持されており、戦後改革後もしばらくは女性の法学部進学、司法試験受験はそれほどは延びなかったのが現実である。それにもかかわらず女性への法学教育機会の拡大、法曹就任資格の付与を求める「声」は、社会のさまざまな場に出てきていた。本稿では、戦前さまざまなハードルを乗り越えて弁護士になっていった若干の女性たちと、穂積重遠や大森洪太など数人の果たした役割しか取り上げられなかった。諸外国で取り組まれているような地道な史実と言説の発掘作業が、日本でも進むのを待ちたい。

(図表 6) 近代日本の法曹

年	国民人口	弁護士	弁護士1人 当たり人口	判 事	検 事	合 計
1868(明1)年						
1869(明2)年						
1870(明3)年						
1871(明4)年						
1872(明5)年	34,806					
1873(明6)年						
1874(明7)年				291	7	
1875(明8)年	35,316			405	4	
1876(明9)年		174		546	50	770
1877(明10)年		457		617	50	1,124
1878(明11)年		577		669	55	1,301
1879(明12)年		677		684	51	1,412
1880(明13)年	36,649	799	45,869	694	58	
1881(明14)年		818		882	91	1,791
1882(明15)年		914				
1883(明16)年		1,015				
1884(明17)年		1,029				
1885(明18)年	38,313	1,060	36,144			
1886(明19)年		1,037				
1887(明20)年		1,051				

法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史（二）

1888(明21)年		1,120				
1889(明22)年		1,075				
1890(明23)年	39,902	1,345	29,667	1,531	481	3,357
1891(明24)年		1,232		1,531		
1892(明25)年	40,540	1,423	28,041	1,532	482	3,437
1893(明26)年		1,594		1,532		
1894(明27)年	41,140	1,562	25,545	1,221	383	3,166
1895(明28)年		1,589		1,221	383	3,193
1896(明29)年	41,990	1,578	26,335	1,221	383	3,182
1897(明30)年		1,540		1,239		
1898(明31)年	43,880	1,464	28,386	1,244	473	3,181
1899(明32)年		1,577		1,244		
1900(明33)年	43,840	1,590	27,577	1,244	473	3,307
1901(明34)年		1,647		1,244		
1902(明35)年	44,960	1,727	25,389	1,208	363	3,298
1903(明36)年		1,844		1,197		
1904(明37)年	46,130	1,908	22,981	1,197	374	3,479
1905(明38)年	46,620	2,008	23,217	1,179	379	3,566
1906(明39)年	47,030	2,027	23,000	1,179	379	3,585
1907(明40)年		2,026		1,223		
1908(明41)年	47,960	2,006	23,240	1,239	401	3,646
1909(明42)年		1,994		1,239		
1910(明43)年	49,180	2,008	24,494	1,125	390	3,523
1911(明44)年		2,020		1,129		
1912(明45)年	50,570	2,036	24,157	1,129	390	3,555
1913(大2)年		2,277		900		
1914(大3)年	52,030	2,256	21,801	898	386	3,540
1915(大4)年	52,752	2,486	21,220	898	386	3,770
1916(大5)年	53,490	2,665	19,794	903	389	3,957
1917(大6)年		2,795		999		
1918(大7)年	54,730	2,947	17,900	1,004	478	4,429
1919(大8)年		2,957		1,134		
1920(大9)年	55,390	3,082	18,158	1,134	570	4,786
1921(大10)年		3,369		1,150		
1922(大11)年	56,840	3,914	14,300	1,150	578	5,642
1923(大12)年		5,266		1,100		
1924(大13)年	58,350	5,485	10,203	1,155	574	7,214
1925(大14)年	59,737	5,673	10,530	1,116	564	7,353
1926(大15)年	60,200	5,938	10,060	1,121		
1927(昭2)年		6,120		1,141		

論 説

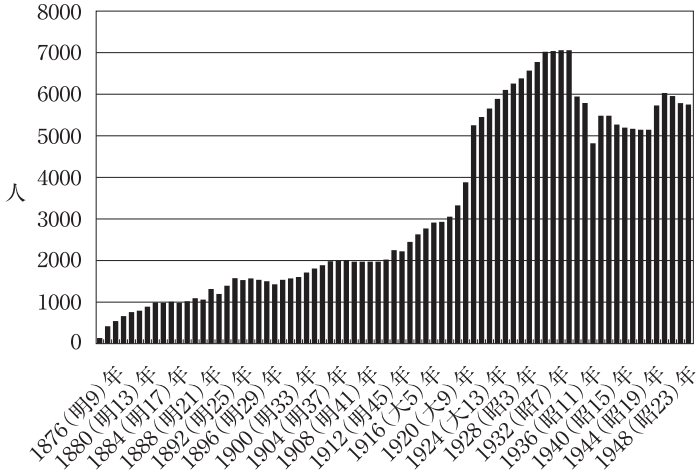
1928(昭3)年	62,070	6,304	9,476	1,245	656	8,205
1929(昭4)年		6,409		1,249		
1930(昭5)年	63,870	6,599	9,767	1,249	657	8,505
1931(昭6)年		6,807		1,235		
1932(昭7)年	65,890	7,055	9,135	1,345	628	9,028
1933(昭8)年		7,075		1,370		
1934(昭9)年	67,690	7,082	9,101	1,370	648	9,100
1935(昭10)年	69,254	7,075	9,789	1,391	648	9,114
1936(昭11)年		5,976		1,391	648	8,015
1937(昭12)年		5,811		1,427		
1938(昭13)年	70,530	4,866	14,232	1,470	686	7,022
1939(昭14)年		5,527		1,546		
1940(昭15)年	71,400	5,498	12,987	1,541	734	7,773
1941(昭16)年		5,325		1,601		
1942(昭17)年	72,300	5,231	13,821	1,223	625	7,079
1943(昭18)年		5,197		1,188		
1944(昭19)年	73,800	5,174	14,264	1,188	610	6,972
1945(昭20)年	74,433	5,174		1,188	686	7,048
1946(昭21)年	75,800	5,737	13,212	1,232	668	7,637
1947(昭22)年		6,053		1,732		
1948(昭23)年	80,100	5,992	13,368	1,842	857	8,691
1949(昭24)年		5,827		1,411	930	8,168
1950(昭25)年	83,200	5,804	14,335	1,533	930	8,267

参照：司法省『司法沿革史』正（1939年）、続（1970年）。「ジュリスト」別巻「法曹養成制度改革」（1991年）、103頁。同、1190号（2001年4月10日）、281頁など

法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史（二）

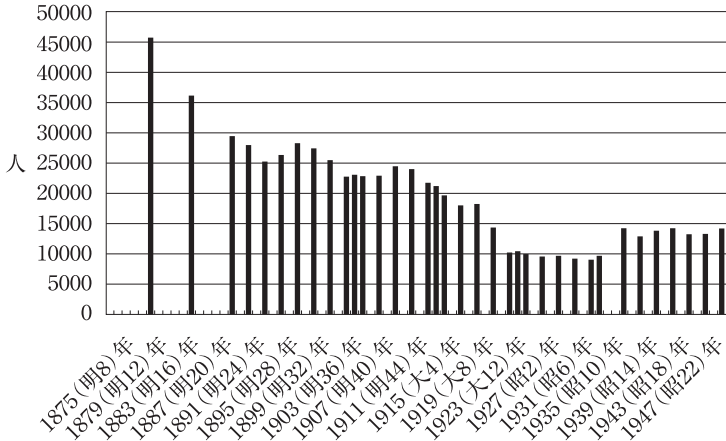
（図表 6-a）

日本の弁護士数



（図表 6-b）

日本における弁護士 1 人当たりの人口



論 説

(図表 6-c)

日本の法曹の合計

